官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部を改正する件（文部科学・厚生労働・経済産業一）
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会裁決関係　三六
地方公共団体
押収物還付関係　三九
会社その他
会社決算公告　四〇

法規的告示

○文部科学省厚生労働省経済産業省告示第一号

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和三年文部科学省厚生労働省経済産業省告示第一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十二月一日から適用する。

令和八年八月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　黄川田仁志
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
前文	前文
第１章　（略）	第１章　（略）
第２章　研究者等の責務等	第２章　研究者等の責務等
第４　（略）	第４　（略）
第５　研究機関の長の責務等	第５　研究機関の長の責務等
１　（略）	１　（略）
２　研究の実施のための体制及び規程の整備等	２　研究の実施のための体制・規程の整備等
第３章　（略）	第３章　（略）
第４章　インフォームド・コンセント等	第４章　インフォームド・コンセント等
第８　インフォームド・コンセントを受ける手続等	第８　インフォームド・コンセントを受ける手続等
１　インフォームド・コンセントを受ける場合等の対応	（新設）
２・３　（略）	１・２　（略）
４　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の提供に関する記録	３　試料・情報の提供に関する記録
５～10　（略）	４～９　（略）
第９　（略）	第９　（略）
第５章～第８章　（略）	第５章～第８章　（略）
第９章　個人情報等、試料及び死者の試料・情報等に係る基本的責務	第９章　個人情報等、試料及び死者の試料・情報に係る基本的責務
第18　個人情報の保護等	第18　個人情報の保護等
１・２　（略）	１・２　（略）
３　死者の試料・情報等の取扱い	３　死者の試料・情報の取扱い
第10章　（略）	第10章　（略）
前文　（略）	前文　（略）
第１章　総則	第１章　総則
第１　目的及び基本方針	第１　目的及び基本方針
この指針は、人を対象とする生命科学・医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的とする。全ての関係者は、次に掲げる全ての事項を基本方針としてこの指針を遵守し、研究を進めなければならない。	この指針は、人を対象とする生命科学・医学系研究に携わる全ての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的とする。全ての関係者は、次に掲げる全ての事項を基本方針としてこの指針を遵守し、研究を進めなければならない。
①　患者・市民の視点を尊重し、社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること	①　社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること
②～⑧　（略）	②～⑧　（略）
第２　用語の定義	第２　用語の定義
この指針における用語の定義は、次のとおりとする。	この指針における用語の定義は、次のとおりとする。
⑴　人を対象とする生命科学・医学系研究	⑴　人を対象とする生命科学・医学系研究
人を対象として、次のア又はイを目的として実施される活動をいう。	人を対象として、次のア又はイを目的として実施される活動をいう。
ア　（略）	ア　（略）
イ　⑷に規定する試料、⑸に規定する研究に用いられる情報又は⑹に規定する試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること	イ　人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること
⑵・⑶　（略）	⑵・⑶　（略）

⑷　試料

血液、体液、組織、細胞、排泄物又はこれらから抽出したＤＮＡその他の人の体から取得されたものであって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）をいう。

⑸～⑺　（略）

⑻　遺伝情報

試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を用いて実施される研究の過程を通じて得られ、又は既に試料・情報に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝的特徴及び体質を示すものをいう。

⑼　研究対象者

次に掲げるいずれかに該当する者（死者を含む。）をいう。

①　（略）

②　研究に用いられることとなる既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報を取得された者

⑽　（略）

⑾　研究機関

研究が実施される法人若しくは行政機関又は研究を実施する個人事業主をいう。ただし、試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受けて行われる場合を除く。

⑿　共同研究機関

研究計画書に基づいて共同して研究が実施される研究機関（当該研究のために研究対象者から新たに試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う研究機関を含む。）をいう。

⒀　研究協力機関

研究計画書に基づいて研究が実施される研究機関ではない機関であって、当該研究のために研究対象者から新たに試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を取得し（侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う試料の取得は除く。）、研究機関に提供のみを行うものをいう。

⒁　試料・情報等の収集・提供を行う機関

研究機関のうち、試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を研究対象者から取得し、又は他の機関から提供を受けて保管し、反復継続して他の研究機関に提供を行う業務（以下「収集・提供」という。）を実施するものをいう。

⒂・⒃　（略）

⒄　既存試料・情報等の提供のみを行う者

一の研究において、当該研究の実施（試料・情報等の収集・提供を行う機関における業務の実施を含む。次の⒅において同じ。）に携わらない者であって、既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報を用いて研究を実施しようとする⒅に規定する研究者等からの依頼を受けて、自らが保有する既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報を当該研究者等に提供することのみを行うものをいう。

⑷　試料

血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したＤＮＡ等、人の体から取得されたものであって研究に用いられるもの（死者に係るものを含む。）をいう。

⑸～⑺　（略）

⑻　遺伝情報

試料・情報を用いて実施される研究の過程を通じて得られ、又は既に試料・情報に付随している子孫に受け継がれ得る情報で、個人の遺伝的特徴及び体質を示すものをいう。

⑼　研究対象者

次に掲げるいずれかに該当する者（死者を含む。）をいう。

①　（略）

②　研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者

⑽　（略）

⑾　研究機関

研究が実施される法人若しくは行政機関又は研究を実施する個人事業主をいう。ただし、試料・情報の保管、統計処理その他の研究に関する業務の一部についてのみ委託を受けて行われる場合を除く。

⑿　共同研究機関

研究計画書に基づいて共同して研究が実施される研究機関（当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し、他の研究機関に提供を行う研究機関を含む。）をいう。

⒀　研究協力機関

研究計画書に基づいて研究が実施される研究機関以外であって、当該研究のために研究対象者から新たに試料・情報を取得し（侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う試料の取得は除く。）、研究機関に提供のみを行う機関をいう。

⒁　試料・情報の収集・提供を行う機関

研究機関のうち、試料・情報を研究対象者から取得し、又は他の機関から提供を受けて保管し、反復継続して他の研究機関に提供を行う業務（以下「収集・提供」という。）を実施するものをいう。

⒂・⒃　（略）

（新設）

⑱　研究者等

研究責任者その他の研究の実施に携わる者をいう。ただし、研究機関に所属しない者であって、次に掲げるいずれかのものは除く。

①　新たに試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者

②　既存試料・情報等の提供のみを行う者

③　（略）

⑲　研究責任者

研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者をいう。

なお、以下、多機関共同研究に係る場合において、必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。

⑳～㉒　（略）

㉓　インフォームド・コンセント

研究の実施又は継続（試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の取扱いを含む。）に関する研究対象者等の同意であって、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む。）等について研究者等又は既存試料・情報等の提供のみを行う者から十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいてなされるものをいう。

（削る）

㉔　代諾者

生存する研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者がインフォームド・コンセントを与えることができる能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者等又は既存試料・情報等の提供のみを行う者に対してインフォームド・コンセントを与えることができるものをいう。

㉕　代諾者等

代諾者に加えて、研究対象者が死者である場合にインフォームド・コンセントを与えることができる者を含めたものをいう。

㉖～㊶　（略）

第３　適用範囲

１　適用される研究

この指針は、我が国の研究者等により実施され、又は日本国内において実施される人を対象とする生命科学・医学系研究を対象とする。ただし、他の指針の適用範囲に含まれる研究にあっては、当該指針に規定されていない事項についてはこの指針の規定により行うものとする。

また、次に掲げるアからウまでのいずれかの研究に該当する場合は、この指針の対象としない。

ア・イ　（略）

⑰　研究者等

研究責任者その他の研究の実施（試料・情報の収集・提供を行う機関における業務の実施を含む。）に携わる者をいう。ただし、研究機関に所属する者以外であって、次に掲げるいずれかの者は除く。

①　新たに試料・情報を取得し、研究機関に提供のみを行う者

②　既存試料・情報の提供のみを行う者

③　（略）

⑱　研究責任者

研究の実施に携わるとともに、所属する研究機関において当該研究に係る業務を統括する者をいう。

なお、以下において、多機関共同研究に係る場合、必要に応じて、研究責任者を研究代表者と読み替えることとする。

⑲～㉑　（略）

㉒　インフォームド・コンセント

研究の実施又は継続（試料・情報の取扱いを含む。）に関する研究対象者等の同意であって、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果（リスク及び利益を含む。）等について研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者から十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいてなされるものをいう。

㉓　適切な同意

試料・情報の取得及び利用（提供を含む。）に関する研究対象者等の同意であって、研究対象者等がその同意について判断するために必要な事項が合理的かつ適切な方法によって明示された上でなされたもの（このうち個人情報等については、個人情報保護法における本人の同意を満たすもの）をいう。

㉔　代諾者

生存する研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者がインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者に対してインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる者をいう。

㉕　代諾者等

代諾者に加えて、研究対象者が死者である場合にインフォームド・コンセント又は適切な同意を与えることができる者を含めたものをいう。

㉖～㊶　（略）

第３　適用範囲

１　適用される研究

この指針は、我が国の研究者等により実施され、又は日本国内において実施される人を対象とする生命科学・医学系研究を対象とする。ただし、他の指針の適用範囲に含まれる研究にあっては、当該指針に規定されていない事項についてはこの指針の規定により行うものとする。

また、次に掲げるアからウまでのいずれかの研究に該当する場合は、この指針の対象としない。

ア・イ　（略）

ウ　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究

①　既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料、研究に用いられる情報又は試料・情報

②　研究に用いられる情報のうち既存のものであって、個人に関する情報に該当しないもの

③　（略）

２　（略）

３　日本国外において実施される研究

⑴　（略）

⑵　この指針の規定が、日本国外の研究が実施される国又は地域における法令、指針等の基準の規定より厳格であり、この指針の規定により研究を実施することが困難な場合であって、次に掲げる全ての事項が研究計画書に記載され、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴いて我が国の研究機関の長が許可したときには、この指針の規定に代えて当該研究が実施される国又は地域の法令、指針等の基準の規定により研究を実施することができるものとする。

①・②　（略）

⑶　日本国外の研究者等に対して我が国から既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供のみを行う場合は、この指針が適用され、第８及び第９の関連する規定を遵守しなければならない。

第２章　研究者等の責務等

第４　研究者等の基本的責務

１　研究対象者等への配慮

⑴・⑵　（略）

⑶　研究者等は、研究を実施するに当たっては、原則としてあらかじめ第８及び第９の規定によるインフォームド・コンセントを受ける手続等を行わなければならない。

⑷～⑹　（略）

２　（略）

第５　研究機関の長の責務等

１　（略）

２　研究の実施のための体制及び規程の整備等

⑴　研究機関の長は、研究を適正に実施するために必要な体制及び規程（試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の取扱いに関する事項を含む。）を整備しなければならない。

⑵～⑻　（略）

ウ　試料・情報のうち、次に掲げるもののみを用いる研究

①　既に学術的な価値が定まり、研究用として広く利用され、かつ、一般に入手可能な試料・情報

②　個人に関する情報に該当しない既存の情報

③　（略）

２　（略）

３　日本国外において実施される研究

⑴　（略）

⑵　この指針の規定が日本国外の研究が実施される国又は地域における法令、指針等の基準の規定より厳格であり、この指針の規定により研究を実施することが困難な場合であって、次に掲げる全ての事項が研究計画書に記載され、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴いて我が国の研究機関の長が許可したときには、この指針の規定に代えて当該研究が実施される国又は地域の法令、指針等の基準の規定により研究を実施することができるものとする。

①・②　（略）

⑶　日本国外の研究者等に対して我が国から既存試料・情報の提供のみを行う場合は、この指針が適用され、第８及び第９の関連する規定を遵守しなければならない。

第２章　研究者等の責務等

第４　研究者等の基本的責務

１　研究対象者等への配慮

⑴・⑵　（略）

⑶　研究者等は、研究を実施するに当たっては、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。

⑷～⑹　（略）

２　（略）

第５　研究機関の長の責務等

１　（略）

２　研究の実施のための体制・規程の整備等

⑴　研究機関の長は、研究を適正に実施するために必要な体制・規程（試料・情報の取扱いに関する事項を含む。）を整備しなければならない。

⑵～⑻　（略）

第３章　研究の適正な実施等
　第６　研究計画書に関する手続
　　１　研究計画書の作成・変更
　　⑴　研究責任者は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を作成しなければならない。また、研究計画書の内容と異なる研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を変更しなければならない。なお、第８の６㉑に掲げる事項について同意を受けた既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報を用いて研究を実施しようとする場合であって、当該同意を受けた範囲内における研究の内容（提供先等を含む。）が特定されたときは、当該研究の内容に係る研究計画書の作成又は変更を行わなければならない。
　　⑵～⑺　（略）
　　２　倫理審査委員会への付議
　　⑴　研究責任者は、研究の実施又はその内容の変更の適否について、倫理審査委員会の意見を聴かなければならない。
　　⑵　研究代表者は、多機関共同研究に係る研究計画書について、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う若しくは介入を行う研究の実施又はその内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合には、一の倫理審査委員会による一括した審査を求めなければならない。また、その他研究の実施又はその内容の変更を行う場合においても、原則として、一括した審査を求めなければならない。
　　⑶　研究責任者は、倫理審査委員会に意見を聴いた後に、その結果及び当該倫理審査委員会に提出した書類その他研究機関の長が求める書類を研究機関の長に提出し、当該研究機関における当該研究の実施について、許可を受けなければならない。
　　⑷・⑸　（略）
　　３～６　（略）
　第７　研究計画書の記載事項
　　⑴　研究計画書（⑵の場合を除く。）に記載すべき事項は、原則として次のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。
　　①　（略）
　　②　研究の実施体制（全ての研究機関及び研究協力機関の名称、研究者等の氏名並びに既存試料・情報等の提供のみを行う者の氏名及び所属する機関の名称を含む。）
　　③～⑨　（略）
　　⑩　試料、研究に用いられる情報若しくは試料・情報又はそれらに係る資料（試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の提供に関する記録を含む。）の保管及び廃棄の方法
　　⑪～⑰　（略）
　　⑱　第８の８の規定による研究を実施しようとする場合には、同規定に掲げる全ての要件を満たしていることについて判断する方法
　　⑲～㉓　（略）
　　㉔　研究対象者から取得された試料、研究に用いられる情報又は試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨、同意を受ける時点において想定される内容並びに実施される研究及び提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法
　　㉕　（略）

第３章　研究の適正な実施等
　第６　研究計画書に関する手続
　　１　研究計画書の作成・変更
　　⑴　研究責任者は、研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を作成しなければならない。また、研究計画書の内容と異なる研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を変更しなければならない。なお、第８の５㉑に掲げる事項について同意を受けた既存試料・情報を用いて研究を実施しようとする場合であって、当該同意を受けた範囲内における研究の内容（提供先等を含む。）が特定されたときは、当該研究の内容に係る研究計画書の作成又は変更を行わなければならない。
　　⑵～⑺　（略）
　　２　倫理審査委員会への付議
　　⑴　研究責任者は、研究の実施の適否について、倫理審査委員会の意見を聴かなければならない。
　　⑵　研究代表者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一の倫理審査委員会による一括した審査を求めなければならない。
　　⑶　研究責任者は、倫理審査委員会に意見を聴いた後に、その結果及び当該倫理審査委員会に提出した書類、その他研究機関の長が求める書類を研究機関の長に提出し、当該研究機関における当該研究の実施について、許可を受けなければならない。
　　⑷・⑸　（略）
　　３～６　（略）
　第７　研究計画書の記載事項
　　⑴　研究計画書（⑵の場合を除く。）に記載すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。
　　①　（略）
　　②　研究の実施体制（全ての研究機関及び研究協力機関の名称、研究者等の氏名並びに既存試料・情報の提供のみを行う者の氏名及び所属する機関の名称を含む。）
　　③～⑨　（略）
　　⑩　試料・情報（研究に用いられる情報に係る資料を含む。）の保管及び廃棄の方法
　　⑪～⑰　（略）
　　⑱　第８の７の規定による研究を実施しようとする場合には、同規定に掲げる全ての要件を満たしていることについて判断する方法
　　⑲～㉓　（略）
　　㉔　研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨、同意を受ける時点において想定される内容並びに実施される研究及び提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法
　　㉕　（略）

⑵　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の収集・提供を実施する場合の研究計画書に記載すべき事項は、原則として次のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。

①　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の収集・提供の実施体制（試料・情報等の収集・提供を行う機関の名称及び研究者等の氏名を含む。）

②　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の収集・提供の目的及び意義

③　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の収集・提供の方法及び期間

④　収集・提供を行う試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の種類

⑤～⑦　（略）

⑧　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の保管及び品質管理の方法

⑨　収集・提供終了後の試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の取扱い

⑩　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の収集・提供の資金源等、試料・情報等の収集・提供を行う機関の収集・提供に係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の収集・提供に係る利益相反に関する状況

⑪～⑬　（略）

⑭　研究対象者から取得された試料、研究に用いられる情報又は試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために他の研究機関に提供する旨及び同意を受ける時点において想定される内容並びに提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法

第４章　インフォームド・コンセント等

第８　インフォームド・コンセントを受ける手続等

１　インフォームド・コンセントを受ける場合等の対応

研究者等が研究を実施しようとするときは、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、次の⑴から⑶までの対応を行った上で、２に掲げる手続を行わなければならない。また、既存試料・情報等の提供のみを行う者が既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報を提供しようとするときは、同様の対応及び手続を行わなければならない。ただし、法令の規定により既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの若しくは既存試料・情報の提供を行い、又は受ける場合は、この限りでない。

⑴　研究に用いられる情報が、仮名加工情報、匿名加工情報、個人関連情報である場合には、それらの情報の取扱いは、個人情報保護法の各関係規定に則って行うものとする。なお、当該情報については、第８の１及び２（⑷を除く。）において、研究に用いられる情報に含まないものとする。

⑵　外国（個人情報保護委員会が個人情報保護法施行規則第15条第１項各号のいずれにも該当する外国として定めるものを除く。以下同じ。）にある者に提供する場合には、２⑴から⑷まで及び⑹の手続を行わなければならない。

⑶　研究協力機関を介して当該研究のために新たに試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を取得する場合においても、２⑵ア又は⑶ア若しくはイの規定に基づき研究者等が自らインフォームド・コンセントを受ける手続等を行わなければならない。また、研究協力機関においては、当該手続が行われていることを確認しなければならない。

⑵　試料・情報の収集・提供を実施する場合の研究計画書に記載すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。

①　試料・情報の収集・提供の実施体制（試料・情報の収集・提供を行う機関の名称及び研究者等の氏名を含む。）

②　試料・情報の収集・提供の目的及び意義

③　試料・情報の収集・提供の方法及び期間

④　収集・提供を行う試料・情報の種類

⑤～⑦　（略）

⑧　試料・情報の保管及び品質管理の方法

⑨　収集・提供終了後の試料・情報の取扱い

⑩　試料・情報の収集・提供の資金源等、試料・情報の収集・提供を行う機関の収集・提供に係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の収集・提供に係る利益相反に関する状況

⑪～⑬　（略）

⑭　研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨、同意を受ける時点において想定される内容並びに提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法

第４章　インフォームド・コンセント等

第８　インフォームド・コンセントを受ける手続等

（新設）

1　インフォームド・コンセントを受ける手続等

研究者等が研究を実施しようとするとき又は既存試料・情報の提供のみを行う者が既存試料・情報を提供しようとするときは、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、それぞれ次の⑴から⑸までの手続に従って、原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けるとともに、外国（個人情報保護委員会が個人情報保護法施行規則第15条第１項各号のいずれにも該当する外国として定めるものを除く。以下同じ。）にある者に提供する場合にあっては、⑴、⑶又は⑷の手続によるほか、⑹の手続に従わなければならない。ただし、法令の規定により既存試料・情報を提供する場合又は既存試料・情報の提供を受ける場合については、この限りでない。

⑴　新たに試料・情報を取得して研究を実施しようとする場合

研究者等は、次のア又はイの手続を行わなければならない。

なお、研究者等は、研究協力機関を介して当該研究のために新たに試料・情報を取得する場合においても、自らア又はイの手続を行う必要がある。また、研究協力機関においては、当該手続が行われていることを確認しなければならない。

ア　侵襲を伴う研究

研究者等は、５の規定による説明事項を記載した文書により、インフォームド・コンセントを受けなければならない。

イ　侵襲を伴わない研究

㋐　介入を行う研究

研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、５の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。

㋑　介入を行わない研究

①　試料を用いる研究

研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、５の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。

②　試料を用いない研究

(i)　要配慮個人情報を取得する場合

研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には、原則として研究対象者等の適切な同意を受けなければならない。ただし、研究が実施又は継続されることについて研究対象者等が拒否できる機会が保障される場合であって、８⑴①から③までに掲げる要件を満たし、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当するときは、８⑵の規定による適切な措置を講ずることによって、要配慮個人情報を取得し、利用することができる。

ａ　学術研究機関等に該当する研究機関が学術研究目的で当該要配慮個人情報を取得する必要がある場合であって、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合

ｂ　研究機関が当該要配慮個人情報を取得して研究を実施しようとすることに特段の理由がある場合で、研究対象者等からインフォームド・コンセント及び適切な同意を受けることが困難である場合

2　インフォームド・コンセントを受ける手続等

（削る）

⑴　侵襲を伴う研究又は介入を行う研究を実施しようとする場合

研究者等は、６の規定による説明事項について、あらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、研究内容に応じて、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した説明事項については、省略することができる。

（削る）

（削る）

⑵　試料を用いる研究を実施しようとする場合

研究者等が研究を実施しようとするときは、次の手続を行わなければならない。また、既存試料・情報等の提供のみを行う者が既存試料又は既存試料・情報を提供しようとするときは、イ㋐及び㋒の手続を行わなければならない。

ア　新たに試料を取得する研究

研究者等は、６の規定による説明事項について、あらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、研究内容に応じて、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した説明事項については、省略することができる。

（削る）

（削る）

（削る）

㈡　(i)以外の場合

研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセント及び適切な同意を受けることを要しないが、インフォームド・コンセント及び適切な同意のいずれも受けない場合には、当該研究の実施について、６①から⑪までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施又は継続されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない（ただし、研究に用いられる情報（要配慮個人情報を除く。）を共同研究機関へ提供する場合は、⑶イを準用する。）。

⑵　自らの研究機関において保有している既存試料・情報を研究に用いる場合

研究者等は、次のア又はイの手続を行わなければならない。

ア　試料を用いる研究

研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、５の規定による説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。ただし、次に掲げる㋐から㋓までのいずれかの場合に該当するときには、当該手続を行うことを要しない。

㋐　当該既存試料・情報の全てが次に掲げるいずれかの要件に該当するとき

①　当該既存試料が、既に特定の個人を識別することができない状態にあるときは、当該既存試料を用いることにより個人情報が取得されることがないこと

②　当該研究に用いられる情報が、仮名加工情報（既に作成されているものに限る。）であること

③　当該研究に用いられる情報が、匿名加工情報であること

④　当該研究に用いられる情報が、個人関連情報であること

㋑　㋐に該当せず、かつ、インフォームド・コンセントを受けることが困難な場合であって、次に掲げる①又は②のいずれかの要件を満たしているとき

①　研究対象者等に６①から③まで及び⑦から⑩までの事項を通知した上で適切な同意を受けているとき

②　当該既存試料・情報の取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究に係る研究対象者等の同意のみが与えられているときであって、次に掲げる全ての要件を満たしているとき

(i)　当該研究の実施について、６①から③まで、⑦及び⑧の事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること

(ii)　その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること

㋒　㋐に該当せず、かつ、当該既存試料・情報の取得時に５㉑に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容が特定された場合にあっては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しているとき

（削る）

イ　既存試料を用いる研究

研究者等が研究を実施しようとするとき又は既存試料・情報等の提供のみを行う者が既存試料又は既存試料・情報を提供しようとするときは、㋐に該当する場合を除き、㋑及び㋒に掲げる手続を行わなければならない。なお、㋐から㋒までのいずれにも該当しない場合においては、６の規定による説明事項について、インフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、この場合においては、研究内容に応じて、倫理審査委員会の意見を受けて機関の長が許可した説明事項については、省略することができる。

㋐　個人を識別することができない既存試料を用い、又は提供する場合

研究者等又は既存試料・情報等の提供のみを行う者は、次の①又は②の場合には、インフォームド・コンセントを受ける手続等を要しない。

①　自らの研究機関において保有する当該既存試料が、既に特定の個人を識別することができない状態にある場合であって、当該既存試料を用いることにより個人情報を取得されることがないこと

②　他の研究機関に特定の個人を識別することができない状態で当該既存試料を提供する場合であって、当該既存試料の提供先となる研究機関において当該既存試料を用いることにより個人情報が取得されることがないこと

㋑　自らの研究機関において保有している既存試料又は既存試料・情報を用いる場合

研究者等は、研究に用いられる試料又は試料・情報が適切な手続を経て取得されたものであって、次の①又は②の要件を満たしているものであるときは、７①から③まで及び⑦から⑩までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない。ただし、当該研究に用いられる当該既存試料又は既存試料・情報の取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究に係る研究対象者等の同意のみが与えられているとき（その同

㋒　㋐から㋑までのいずれにも該当せず、かつ、次に掲げる①から③までの全ての要件を満たしているとき

①　当該既存試料を用いなければ研究の実施が困難である場合であって、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること

ⅰ　学術研究機関等に該当する研究機関が学術研究目的で当該既存試料・情報を取り扱う必要がある場合であって、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

ⅱ　当該研究を実施しようとすることに特段の理由がある場合であって、研究対象者等からインフォームド・コンセント及び適切な同意を受けることが困難であること

②　当該研究の実施について、６①から③まで及び⑦から⑩までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること

③　当該研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

イ　試料を用いない研究

研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しない。ただし、インフォームド・コンセントを受けない場合には、次に掲げる㋐から㋓までのいずれかの場合に該当していなければならない。

㋐　当該研究に用いられる情報が仮名加工情報（既に作成されているものに限る。）、匿名加工情報又は個人関連情報であること

（新設）

（新設）

㋑　㋐に該当せず、かつ、当該研究に用いられる情報の取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究に係る研究対象者等の同意のみが与えられている場合であって、次に掲げる全ての要件を満たしていること

意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められる場合に限る。）は、当該研究の実施について、７①から③まで、⑦及び⑧の事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置かなければならない。

①　「個人情報」又は「個人データ」を「既存試料」又は「既存試料・情報」と読み替えて、個人情報保護法第18条第３項各号のいずれかに該当する場合

②　当該研究に用いる試料又は試料・情報の取得時に６㉑に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容が特定された場合

㈣　他の研究機関に既存試料又は既存試料・情報を提供しようとする場合

研究者等又は既存試料・情報等の提供のみを行う者は、研究に用いられる試料又は試料・情報が適切な手続を経て取得されたものであって、次の①又は②の要件を満たしているものであるときは、７①から⑥まで及び⑨から⑪までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない。

①　「個人情報」又は「個人データ」を「既存試料」又は「既存試料・情報」と読み替えて、個人情報保護法第27条第１項各号のいずれかに該当する場合

②　当該既存試料又は既存試料・情報の取得時に６㉑に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容（提供先等を含む。）が特定された場合

（削る）

⑶　試料を用いない研究を実施しようとする場合

研究者等が試料を用いない研究を実施しようとするときは、次の手続を行わなければならない。また、既存試料・情報等の提供のみを行う者が研究に用いられる情報を提供しようとするときは、ウ㈠の手続を行わなければならない。

ア　新たに要配慮個人情報を取得する研究

研究者等は、６の規定による説明事項について、あらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならないが、研究内容に応じて、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した説明事項については、省略することができる。ただし、研

①　当該研究の実施について、６①から③まで、⑦及び⑧の事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること

②　その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められること

㈣　㈠に該当せず、かつ、当該研究に用いる情報の取得時に５㉑に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容が特定された場合にあっては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障していること

（新設）

（新設）

㈤　㈠から㈣までのいずれにも該当せず、かつ、研究対象者等に６①から③まで及び⑦から⑩までの事項を通知した上で適切な同意を受けていること又は次に掲げる①から③までの全ての要件を満たしていること

①　次に掲げるいずれかの要件を満たしていること

ⅰ　当該研究に用いられる情報が仮名加工情報（既に作成されているものを除く。）であること

ⅱ　学術研究機関等に該当する研究機関が学術研究目的で当該研究に用いられる情報を取り扱う必要がある場合であって、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

ⅲ　当該研究を実施しようとすることに特段の理由がある場合であって、研究対象者等から適切な同意を受けることが困難であること

②　当該研究の実施について、６①から③まで及び⑦から⑩までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること

③　当該研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

⑶　他の研究機関に既存試料・情報を提供しようとする場合

他の研究機関に対して既存試料・情報の提供を行う者は、次のア又はイの手続を行わなければならない。

ア　既存の試料及び要配慮個人情報を提供しようとする場合

必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、５の規定による説明事項（当該既存の試料及び要配慮個人情報を提供する旨を含む。）について口頭によりイン

究が実施又は継続されることについて研究対象者等が拒否できる機会が保障される場合であって、９⑴①から③までに掲げる要件を満たし、かつ、個人情報保護法第20条第２項各号のいずれかに該当する場合は、９⑵の規定による適切な措置を講ずることによって、要配慮個人情報を取得し、利用することができる。

（削る）

（削る）

（削る）

イ　新たに要配慮個人情報以外の情報を取得する研究

研究者等は、当該研究の実施について、７①から⑪までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施又は継続されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない。なお、研究に用いられる情報（要配慮個人情報を除く。）を共同研究機関へ提供する場合は、ウ⑷を準用する。

（削る）

フォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。ただし、これらの手続を行うことが困難な場合であって、次に掲げる㋐から㋒までのいずれかの場合に該当するときは、当該手続を行うことを要しない。

㋐　既存試料のみを提供し、かつ、当該既存試料を特定の個人を識別することができない状態で提供する場合であって、当該既存試料の提供先となる研究機関において当該既存試料を用いることにより個人情報が取得されることがないとき

㋑　㋐に該当せず、かつ、当該既存の試料及び要配慮個人情報の取得時に５㉑に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容（提供先等を含む。）が特定された場合にあっては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しているとき

㋒　㋐又は㋑に該当せず、かつ、当該既存の試料及び要配慮個人情報を提供することについて、研究対象者等に６①から⑥まで及び⑨から⑪までの事項を通知した上で適切な同意を受けているとき又は次に掲げる①から③までの全ての要件を満たしているとき

①　次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（既存試料を提供する必要がある場合にあっては、当該既存試料を用いなければ研究の実施が困難である場合に限る。）

ⅰ　学術研究機関等に該当する研究機関が当該既存の試料及び要配慮個人情報を学術研究目的で共同研究機関に提供する必要がある場合であって、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

ⅱ　学術研究機関等に該当する研究機関に当該既存の試料及び要配慮個人情報を提供しようとする場合であって、当該研究機関が学術研究目的で取り扱う必要があり、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

ⅲ　当該既存の試料及び要配慮個人情報を提供することに特段の理由がある場合であって、研究対象者等から適切な同意を受けることが困難であること

②　当該既存の試料及び要配慮個人情報を他の研究機関へ提供することについて、６①から⑥まで及び⑨から⑪までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること

③　当該既存の試料及び要配慮個人情報が提供されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

イ　ア以外の場合

研究に用いられる情報（要配慮個人情報を除く。）の提供を行うときは、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には原則として適切な同意を受けなければならない。ただし、次の㋐から㋓までのいずれかの要件に該当するときは、当該手続を行うことを要しない。

㋐　当該研究に用いられる情報が、個人関連情報である場合であって、次に掲げる①又は②のいずれかの場合に該当するとき

①　提供先となる研究機関が、当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定されないとき

（削る）

（削る）

（削る）

ウ　研究に用いられる情報のうち既存のもののみを用いる研究

研究者等が研究に用いられる情報のうち既存のもののみを用いて研究を実施しようとするときは、次に掲げる(ｱ)又は(ｲ)に該当しない場合には、６の規定による説明事項について、インフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、研究内容に応じて、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した説明事項については、省略することができる。また、既存試料・情報等の提供のみを行う者が研究に用いられる情報のうち既存のものを提供しようとするときには、(ｲ)の手続を行わなければならない。

(ｱ)　自らの研究機関において保有している研究に用いられる情報のうち既存のものを用いる場合

研究者等は、研究に用いられる情報が適切な手続を経て取得されたものであって、次の①又は②の要件を満たしているものであるときは、７①から③まで及び⑦から⑩までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない。ただし、当該研究に用いられる情報の取得時に当該研究における利用が明示されていない別の研究に係る研究対象者等の同意のみが与えられているとき（その同意が当該研究の目的と相当の関連性があると合理的に認められる場合に限る。）は、当該研究の実施について、７①から③まで、⑦及び⑧の事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置かなければならない。

①　「個人情報」又は「個人データ」を「研究に用いられる情報のうち既存のもの」と読み替えて、個人情報保護法第18条第３項各号のいずれかに該当する場合

②　当該研究に用いられる情報の取得時に６㉑に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容が特定された場合

②　提供先となる研究機関が、当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合であって、次に掲げるいずれかの場合に該当するとき

(ⅰ)　ｱ(ｳ)①(ⅰ)から(ⅲ)までの規定中「試料及び要配慮個人情報」とあるのを、「個人関連情報」と読み替えた場合におけるｱ(ｳ)①(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げるいずれかを満たしていること

(ⅱ)　提供先となる研究機関において研究対象者等の適切な同意が得られていることを当該研究に用いられる情報の提供を行う者が確認していること

(ｲ)　適切な同意を受けることが困難な場合であって、当該研究に用いられる情報が匿名加工情報であるとき

(ｳ)　(ｱ)又は(ｲ)に該当せず、かつ、当該研究に用いられる情報の取得時に５㉑に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容（提供先等を含む。）が特定された場合にあっては、当該特定された研究の内容についての情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施されることについて、原則として、研究対象者等が同意を撤回できる機会を保障しているとき

(ｴ)　(ｱ)から(ｳ)までのいずれにも該当せず、かつ、適切な同意を受けることが困難な場合であって、ｱ(ｳ)①から③までの規定中「試料及び要配慮個人情報」とあるのを、「研究に用いられる情報」と読み替えた場合におけるｱ(ｳ)①から③までに掲げる全ての要件を満たしているとき

（新設）

㈠　他の研究機関に研究に用いられる情報のうち既存のものを提供しようとする場合 研究者等又は既存試料・情報等の提供のみを行う者は、研究に用いられる情報のうち既存のものが適切な手続を経て取得されたものであって、次の①又は②の要件を満たしているものであるときは、７①から⑥まで及び⑨から⑪までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない。 ①　「個人情報」又は「個人データ」を「研究に用いられる情報のうち既存のもの」と読み替えて、個人情報保護法第27条第１項各号のいずれかに該当する場合 ②　当該研究に用いられる情報のうち既存のものの取得時に６㉑に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容（提供先等を含む。）が特定された場合	
⑷　既存試料・情報等の提供のみを行う者等の手続	⑷　既存試料・情報の提供のみを行う者等の手続
（削る）	既存試料・情報の提供のみを行う者等は、⑶の手続に加えて、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。
ア　既存試料・情報等の提供のみを行う者は、⑵イ㈢又は⑶ウ㈠に加えて、次の①又は②の手続を行わなければならない。	ア　既存試料・情報の提供のみを行う者が所属する機関の長（以下「所属機関の長」という。）は、既存試料・情報の提供が適正に行われることを確保するために必要な体制及び規程（試料・情報の取扱いに関する事項を含む。）を整備すること
①　特定の個人を識別することができない状態で既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供を行う場合には、その提供について、既存試料・情報等の提供のみを行う者が所属する機関の長（以下「所属機関の長」という。）に報告すること	（新設）
②　①に該当しない既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報を提供しようとする場合には、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、所属機関の長の許可を得ること	（新設）
イ　所属機関の長は、次に掲げる事項を行わなければならない。	イ　既存試料・情報の提供のみを行う者は、⑶ア㈠又はイ㈠①、②ⅰ若しくは㈠により既存試料・情報の提供を行う場合、その提供について所属機関の長に報告すること
①　既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供が適正に行われることを確保するために必要な体制及び規程（試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の取扱いに関する事項を含む。）を整備すること	（新設）
②　ア②の場合、当該既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供に関する情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置かれることを確保すること	（新設）
（削る）	ウ　既存試料・情報の提供のみを行う者は、⑶ア㈡若しくは㈢又はイ㈠②ⅱ、㈢若しくは㈣により既存試料・情報を提供しようとするときは、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、所属機関の長の許可を得ていること
（削る）	エ　既存試料・情報の提供のみを行う者が⑶ア㈡若しくは㈢又はイ㈢若しくは㈣により既存試料・情報の提供を行う場合には、所属機関の長は、当該既存試料・情報の提供に関する情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置かれることを確保すること

⑸　⑵又は⑶の手続に基づく既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合

⑵又は⑶の手続に基づく既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合、研究者等は、次のア及びイの手続を行わなければならない。

ア　研究者等は、次に掲げる全ての事項を確認すること

㋐　当該既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報に関する⑵又は⑶の規定による提供に当たって講じた措置の内容

㋑　当該既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供を行った他の機関の名称、住所及びその長の氏名

㋒　当該既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供を行った他の機関による当該既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の取得の経緯

イ　研究者等は、研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施又は継続されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障することにより既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供を受ける場合（特定の個人を識別することができない既存試料・情報を用いる場合を除く。）、自らの研究機関においても７①から③まで及び⑦から⑩までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

（削る）

（削る）

⑹　外国にある者へ試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を提供する場合の取扱い

ア　外国にある者（個人情報保護法施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下このア及びイにおいて同じ。）に対し、試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を提供する場合（当該試料、研究に用いられる情報若しくは試料・情報の取扱いの全部若しくは一部を外国にある者に委託する場合又はそれらの者と共同して利用する場合を含む。）は、当該提供について、あらかじめ、イに掲げる全ての情報を研究対象者等に提供した上で、当該研究対象者等のインフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、次に掲げる㋐から㋓までのいずれかの場合に該当するときは、この限りでない。

⑸　⑶の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合

⑶の手続に基づく既存試料・情報の提供を受けて研究を実施しようとする場合、研究者等は、次のア及びイの手続を行わなければならない。

ア　研究者等は、次に掲げる全ての事項を確認すること

㋐　当該既存試料・情報に関するインフォームド・コンセントの内容又は⑶の規定による当該既存試料・情報の提供に当たって講じた措置の内容

㋑　当該既存試料・情報の提供を行った他の機関の名称、住所及びその長の氏名

㋒　当該既存試料・情報の提供を行った他の機関による当該既存試料・情報の取得の経緯

イ　既存試料・情報の提供を受ける場合（⑶ア㋐又はイ㋐①若しくは㋑に該当する場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること

㋐　⑶イ㋐②に該当することにより、既存の個人関連情報の提供を受けて研究を行う場合には、⑵イの規定に準じた手続を行うこと

㋑　⑶ア㋑若しくは㋒又はイ㋒若しくは㋓に該当することにより、特定の個人を識別することができる既存試料・情報の提供を受けて研究しようとする場合には、６①から③まで及び⑦から⑩までの事項を研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、かつ研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

⑹　外国にある者へ試料・情報を提供する場合の取扱い

ア　外国にある者（個人情報保護法施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下ア及びイにおいて同じ。）に対し、試料・情報を提供する場合（当該試料・情報の取扱いの全部又は一部を外国にある者に委託する場合を含む。）は、当該者に対し試料・情報を提供することについて、あらかじめ、イに掲げる全ての情報を当該研究対象者等に提供した上で、研究対象者等の適切な同意を受けなければならない。ただし、次に掲げる㋐から㋒までのいずれかの場合に該当するときは、この限りでない。

なお、㋐に該当する場合（特定の個人を識別することができない情報を提供する場合においても同様とする。）にあっては、試料の提供について、当該提供を行う機関の長に報告しなければならない。また、㋒又は㋓に該当する場合にあっては、当該研究の実施及び当該試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を外国にある者へ提供することについて、あらかじめ、イに掲げる全ての情報並びに７①から⑥まで、⑨及び⑩の事項を研究対象者等に通知（以下この⑹において単に「通知」という。）し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、原則として、研究対象者等が拒否できる機会（以下この⑹において単に「機会」という。）を保障しなければならない。

㋐　提供する試料について、インフォームド・コンセントを受けることが困難な場合であって、特定の個人を識別することができない状態にあり、提供先となる研究機関において当該試料を用いることにより個人情報が取得されることがない場合

（削る）

（削る）

㋐　提供する試料・情報の全てが次に掲げる①又は②のいずれかの場合に該当するとき

①　当該試料・情報（②に該当する研究に用いられる情報を除く。）の全てが次に掲げるいずれかの要件に該当し、当該試料・情報の提供について、当該試料・情報の提供を行う機関の長に報告すること

(i)　適切な同意を受けることが困難な場合であって、提供しようとする試料が特定の個人を識別することができない状態にあり、提供先となる研究機関において当該試料を用いることにより個人情報が取得されることがないこと

(ii)　適切な同意を受けることが困難な場合であって、提供しようとする研究に用いられる情報が匿名加工情報であること

(iii)　提供しようとする研究に用いられる情報が、個人関連情報（提供先となる研究機関が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合を除く。）であること

②　提供しようとする研究に用いられる情報が個人関連情報（提供先となる研究機関が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当し又は提供先となる研究機関において同意が得られていることを当該個人関連情報の提供を行う者が確認し、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、当該個人関連情報の提供を行う機関の長の許可を得ていること

(i)　学術研究機関等に該当する研究機関が当該個人関連情報を学術研究目的で共同研究機関である外国にある者に提供する必要がある場合であって、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

(ii)　学術研究機関等に該当する外国にある者に当該個人関連情報を提供する場合であって、提供先となる研究機関が学術研究目的で取り扱う必要があり、研究対象者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと

(iii)　当該個人関連情報を提供することに特段の理由がある場合であって、提供先となる研究機関において研究対象者等の適切な同意を取得することが困難であること

(イ) (3)アただし書の規定により要配慮個人情報を新たに取得して、当該要配慮個人情報を外国にある者に提供する場合であって、次に掲げる全ての要件を満たしていることについて倫理審査委員会の意見を聴いた上で、当該情報の提供を行う機関の長の許可を得ている場合

① インフォームド・コンセントを受けることが困難であること

② 個人情報保護法第27条第１項各号のいずれかに該当する場合

③ 9(1)に掲げる要件を全て満たし、9(2)の規定による適切な措置を講ずること

④ （略）

(ウ) インフォームド・コンセントを受けることが困難な場合（(ア)又は(イ)に該当する場合を除く。）であって、「個人情報」又は「個人データ」を「試料」、「研究に用いられる情報」又は「試料・情報」と読み替えて、個人情報保護法第27条第１項各号のいずれかに該当し、通知の内容及び機会の保障について倫理審査委員会の意見を聴いた上で、試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ている場合

（削る）

（削る）

（削る）

(エ) 既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の取得時に６㉑に掲げる事項及び外国にある者へ提供することについて同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容（提供先等を含む。）が特定され、通知の内容及び機会の保障について倫理審査委員会の意見を聴いた上で、既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ている場合

イ　外国にある者に対し、試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を提供する者が、アの規定において、研究対象者等に提供しなければならない情報は次のとおりとする。

①～③　（略）

ウ　外国にある者（個人情報保護法施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備している者に限る。）に対し、試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を提供する者は、研究対象者等のインフォームド・コンセントを受けずに提供した場合には、個人情報の取扱いについて、個人情報保護法第28条第３項で求めている必要な措置を講ずるとともに、研究対象者等の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該研究対象者等に提供しなければならない。

3　電磁的方法によるインフォームド・コンセントの取得

研究者等又は既存試料・情報等の提供のみを行う者は、次に掲げる全ての事項に配慮した上で、１及び２におけるインフォームド・コンセントを電磁的方法により受けることができる。

①・②　（略）

③　インフォームド・コンセントを受けた後も６の規定による説明事項を含めた同意事項を容易に閲覧できるようにし、特に研究対象者等が求める場合には文書を交付すること

(イ) (1)イ(イ)②(i)ただし書きの規定により要配慮個人情報を新たに取得して、当該要配慮個人情報を外国にある者に提供する場合であって、次に掲げる全ての要件を満たしていることについて倫理審査委員会の意見を聴いた上で、試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ているとき

①　適切な同意を受けることが困難であること

②　(ア)②(ⅰ)から(ⅲ)までの規定中「個人関連情報」とあるのを、「要配慮個人情報」と読み替えた場合に、(ア)②(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げるいずれかの要件に該当すること

③　8(1)に掲げる要件を全て満たし、8(2)の規定による適切な措置を講ずること

④　（略）

(ウ) 適切な同意を受けることが困難な場合であって、(ア)又は(イ)に該当しないときに、次に掲げる全ての要件を満たしていることについて倫理審査委員会の意見を聴いた上で、試料・情報の提供を行う機関の長の許可を得ているとき

① (ア)②(ⅰ)から(ⅲ)までの規定中「個人関連情報」とあるのを、「試料・情報」と読み替えた場合に(ア)②(ⅰ)から(ⅲ)までに掲げるいずれかの要件を満たしていること

② 当該研究の実施及び当該試料・情報の外国にある者への提供について、あらかじめ、イに掲げる全ての情報並びに６①から⑥まで、⑨及び⑩の事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置いていること

③ 当該試料・情報が提供されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障すること

（新設）

イ　外国にある者に対し、試料・情報を提供する者が、アの規定において、研究対象者等に提供しなければならない情報は以下のとおりとする。

①～③　（略）

ウ　外国にある者（個人情報保護法施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備している者に限る。）に対し、試料・情報を提供する者は、研究対象者等の適切な同意を受けずに当該者に試料・情報を提供した場合には、個人情報の取扱いについて、個人情報保護法第28条第３項で求めている必要な措置を講ずるとともに、研究対象者等の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該研究対象者等に提供しなければならない。

2　電磁的方法によるインフォームド・コンセントの取得

研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者は、次に掲げる全ての事項に配慮した上で、１における文書によるインフォームド・コンセントに代えて、電磁的方法によりインフォームド・コンセントを受けることができる。

①・②　（略）

③　インフォームド・コンセントを受けた後も５の規定による説明事項を含めた同意事項を容易に閲覧できるようにし、特に研究対象者等が求める場合には文書を交付すること

4　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の提供に関する記録

試料、研究に用いられる情報若しくは試料・情報の提供を行い、又は受ける場合には、次の手続を行わなければならない。

⑴　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の提供を行う場合

研究責任者又は試料、研究に用いられる情報若しくは試料・情報の提供のみを行う者は、当該提供に関する記録を作成し、当該記録に係る提供を行った日から３年を経過した日までの期間保管しなければならない。なお、研究協力機関においては、試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の提供のみを行う者が、その提供について、当該研究協力機関の長に報告しなければならない。

⑵　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の提供を受ける場合

他の研究機関等から試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該提供に関する記録を作成しなければならない。

研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を、当該研究の終了について報告された日から５年を経過した日までの期間保管しなければならない。

5　研究計画書の変更

研究者等は、研究計画書を変更して研究を実施しようとする場合には、変更箇所について、原則として改めて１及び２の規定によるインフォームド・コンセントの手続等を行わなければならない。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長の許可を受けた場合には、当該許可に係る変更箇所については、この限りでない。

6　説明事項

インフォームド・コンセントを受ける際に研究対象者等に対し説明すべき事項は、原則として次のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。

①　（略）

②　当該研究対象者に係る研究協力機関の名称、既存試料・情報等の提供のみを行う者の氏名及び所属する機関の名称並びに全ての研究責任者の氏名及び研究機関の名称

③　（略）

④　研究の方法（研究対象者から取得された試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の利用目的及び取扱いを含む。）及び期間

⑤～⑪　（略）

⑫　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の保管及び廃棄の方法

⑬～⑮　（略）

⑯　外国にある者に対して試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を提供する場合には、２⑹イに規定する情報

⑰～⑳　（略）

㉑　研究対象者から取得された試料、研究に用いられる情報又は試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨、同意を受ける時点において想定される内容並びに実施される研究及び提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法

3　試料・情報の提供に関する記録

（新設）

⑴　試料・情報の提供を行う場合

研究責任者又は試料・情報の提供のみを行う者は、当該試料・情報の提供に関する記録を作成し、当該記録に係る当該試料・情報の提供を行った日から３年を経過した日までの期間保管しなければならない。なお、研究協力機関においては、試料・情報の提供のみを行う者は、その提供について、当該研究協力機関の長に報告しなければならない。

⑵　試料・情報の提供を受ける場合

他の研究機関等から試料・情報の提供を受ける場合は、研究者等は、当該試料・情報の提供を行う者によって適切な手続がとられていること等を確認するとともに、当該試料・情報の提供に関する記録を作成しなければならない。

研究責任者は、研究者等が作成した当該記録を、当該研究の終了について報告された日から５年を経過した日までの期間保管しなければならない。

4　研究計画書の変更

研究者等は、研究計画書を変更して研究を実施しようとする場合には、変更箇所について、原則として改めて１の規定によるインフォームド・コンセントの手続等を行わなければならない。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長の許可を受けた場合には、当該許可に係る変更箇所については、この限りでない。

5　説明事項

インフォームド・コンセントを受ける際に研究対象者等に対し説明すべき事項は、原則として以下のとおりとする。ただし、倫理審査委員会の意見を受けて研究機関の長が許可した事項については、この限りでない。

①　（略）

②　当該研究対象者に係る研究協力機関の名称、既存試料・情報の提供のみを行う者の氏名及び所属する機関の名称並びに全ての研究責任者の氏名及び研究機関の名称

③　（略）

④　研究の方法（研究対象者から取得された試料・情報の利用目的及び取扱いを含む。）及び期間

⑤～⑪　（略）

⑫　試料・情報の保管及び廃棄の方法

⑬～⑮　（略）

⑯　外国にある者に対して試料・情報を提供する場合には、１⑹イに規定する情報

⑰～⑳　（略）

㉑　研究対象者から取得された試料・情報について、研究対象者等から同意を受ける時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨、同意を受ける時点において想定される内容並びに実施される研究及び提供先となる研究機関に関する情報を研究対象者等が確認する方法

㉒　侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものの場合には、研究対象者の秘密が保全されることを前提として、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者並びに倫理審査委員会が、必要な範囲内において当該研究対象者に関する試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を閲覧する旨

7　研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置くべき事項

１及び２の規定又は５の規定において、研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置くべき事項は次のとおりとする。

①　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の利用目的及び利用方法（他の機関へ提供される場合はその方法を含む。）

②　利用し、又は提供する試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の項目

③　（略）

④　試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の提供を行う機関の名称及びその長の氏名

⑤　提供する試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の取得の方法

⑥　提供する試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を用いる研究に係る研究責任者（多機関共同研究にあっては、研究代表者）の氏名及び当該者が所属する研究機関の名称

⑦　（略）

⑧　試料、研究に用いられる情報若しくは試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

⑨　研究対象者等の求めに応じて、研究対象者が識別される試料、研究に用いられる情報若しくは試料・情報の利用又は他の研究機関への提供を停止する旨

⑩　（略）

⑪　外国にある者に対して試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を提供する場合には、２⑹イに規定する情報

8　研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じている状況における研究の取扱い

研究者等は、あらかじめ研究計画書に定めるところにより、次に掲げる全ての要件に該当すると判断したときは、研究対象者等の同意を受けずに研究を実施することができる。ただし、当該研究を実施した場合には、速やかに、６の規定による説明事項についてインフォームド・コンセントの手続を行わなければならない。

①～④　（略）

9　インフォームド・コンセントの手続等の簡略化

１及び２の規定又は５の規定において、次に掲げる⑴①から④までの要件を全て満たし、⑵①から③までに掲げる措置を講ずる場合には、１及び２の規定又は５の規定に基づきインフォームド・コンセントの手続等の簡略化を行うことができる。

⑴　研究者等は、次に掲げる全ての要件に該当する研究を実施しようとする場合には、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、１及び２並びに５に規定されているとおり手続の一部を簡略化することができる。

①　（略）

②　１及び２並びに５の規定による手続を簡略化することが、研究対象者の不利益とならないこと

㉒　侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものの場合には、研究対象者の秘密が保全されることを前提として、モニタリングに従事する者及び監査に従事する者並びに倫理審査委員会が、必要な範囲内において当該研究対象者に関する試料・情報を閲覧する旨

6　研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置くべき事項

１の規定において、研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置くべき事項は以下のとおりとする。

①　試料・情報の利用目的及び利用方法（他の機関へ提供される場合はその方法を含む。）

②　利用し、又は提供する試料・情報の項目

③　（略）

④　試料・情報の提供を行う機関の名称及びその長の氏名

⑤　提供する試料・情報の取得の方法

⑥　提供する試料・情報を用いる研究に係る研究責任者（多機関共同研究にあっては、研究代表者）の氏名及び当該者が所属する研究機関の名称

⑦　（略）

⑧　試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

⑨　研究対象者等の求めに応じて、研究対象者が識別される試料・情報の利用又は他の研究機関への提供を停止する旨

⑩　（略）

⑪　外国にある者に対して試料・情報を提供する場合には、１⑹イに規定する情報

7　研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じている状況における研究の取扱い

研究者等は、あらかじめ研究計画書に定めるところにより、次に掲げる全ての要件に該当すると判断したときは、研究対象者等の同意を受けずに研究を実施することができる。ただし、当該研究を実施した場合には、速やかに、５の規定による説明事項を記載した文書又は電磁的方法によりインフォームド・コンセントの手続を行わなければならない。

①～④　（略）

8　インフォームド・コンセントの手続等の簡略化

１又は４の規定において、次の⑴①から④までに掲げる要件を全て満たし、⑵①から③までに掲げる措置を講ずる場合には、１又は４の規定に基づきインフォームド・コンセントの手続等の簡略化を行うことができる。

⑴　研究者等は、次に掲げる全ての要件に該当する研究を実施しようとする場合には、当該研究の実施について研究機関の長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、１及び４に規定されているとおり手続の一部を簡略化することができる。

①　（略）

②　１及び４の規定による手続を簡略化することが、研究対象者の不利益とならないこと

③　１及び２並びに５の規定による手続を簡略化しなければ、研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねること

④　社会的に重要性が高い研究と認められるものであること（２(6)ア(イ)に基づき外国にある者へ試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を提供する場合に限る。）

⑵　研究者等は、⑴の規定により手続が簡略化される場合には、次に掲げるもののうち適切な措置を講じなければならない。

①　研究対象者等が含まれる集団に対し、試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の取得、利用の目的及び内容（方法を含む。）について広報すること

②　（略）

③　長期間にわたって継続的に試料、研究に用いられる情報若しくは試料・情報が取得され、又は利用される場合には、社会に対し、その実情を当該取得又は利用の目的及び方法を含めて広報し、社会に周知されるよう努めること

10　同意の撤回等

研究者等は、研究対象者等から次に掲げるいずれかに該当する同意の撤回又は拒否があった場合には、遅滞なく、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講ずるとともに、その旨を当該研究対象者等に説明しなければならない。ただし、当該措置を講ずることが困難な場合であって、当該措置を講じないことについて倫理審査委員会の意見を聴いた上で研究機関の長が許可したときは、この限りでない。この場合において、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講じない旨及びその理由について、研究者等が研究対象者等に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

①・②　（略）

③　８の規定によるインフォームド・コンセントの手続における、研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否

④　（略）

第９　代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等

１　代諾の要件等

⑴　研究者等又は既存試料・情報等の提供のみを行う者が、第８の規定による手続において代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

ア　（略）

イ　研究対象者が次に掲げる(ｱ)から(ｳ)までのいずれかの場合に該当していること

(ｱ)　未成年者であること。ただし、研究対象者が中学校等の課程を修了している又は16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断される場合であって、次に掲げる全ての事項が研究計画書に記載され、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴き、研究機関の長の許可を受けたときは、代諾者ではなく当該研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるものとする。

①　（略）

②　研究の目的及び試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の取扱いを含む研究の実施についての情報を親権者又は未成年後見人等が容易に知り得る状態に置き、当該研究が実施又は継続されることについて、当該者が拒否できる機会を保障する旨

(ｲ)・(ｳ)　（略）

③　１及び４の規定による手続を簡略化しなければ、研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねること

④　社会的に重要性が高い研究と認められるものであること（１(6)ア(ｲ)に基づき外国にある者へ試料・情報を提供する場合に限る。）

⑵　研究者等は、⑴の規定により手続が簡略化される場合には、次に掲げるもののうち適切な措置を講じなければならない。

①　研究対象者等が含まれる集団に対し、試料・情報の取得及び利用の目的及び内容（方法を含む。）について広報すること

②　（略）

③　長期間にわたって継続的に試料・情報が取得され、又は利用される場合には、社会に対し、その実情を当該試料・情報の取得又は利用の目的及び方法を含めて広報し、社会に周知されるよう努めること

９　同意の撤回等

研究者等は、研究対象者等から次に掲げるいずれかに該当する同意の撤回又は拒否があった場合には、遅滞なく、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講ずるとともに、その旨を当該研究対象者等に説明しなければならない。ただし、当該措置を講ずることが困難な場合であって、当該措置を講じないことについて倫理審査委員会の意見を聴いた上で研究機関の長が許可したときは、この限りでない。この場合において、当該撤回又は拒否の内容に従った措置を講じない旨及びその理由について、研究者等が研究対象者等に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

①・②　（略）

③　７の規定によるインフォームド・コンセントの手続における、研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否

④　（略）

第９　代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等

１　代諾の要件等

⑴　研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、第８の規定による手続において代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

ア　（略）

イ　研究対象者が次に掲げる(ｱ)から(ｳ)までのいずれかの場合に該当していること

(ｱ)　未成年者であること。ただし、研究対象者が中学校等の課程を修了している又は16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断される場合であって、次に掲げる全ての事項が研究計画書に記載され、当該研究の実施について倫理審査委員会の意見を聴き、研究機関の長の許可を受けたときは、代諾者ではなく当該研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるものとする。

①　（略）

②　研究の目的及び試料・情報の取扱いを含む研究の実施についての情報を親権者又は未成年後見人等が容易に知り得る状態に置き、当該研究が実施又は継続されることについて、当該者が拒否できる機会を保障する旨

(ｲ)・(ｳ)　（略）

⑵　研究者等又は既存試料・情報等の提供のみを行う者が、第８の規定による手続において代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、⑴ア①の選定方針に従って代諾者等を選定し、当該代諾者等に対して、第８の６の規定による説明事項に加えて⑴ア②に規定する説明事項を説明しなければならない。

⑶　研究者等又は既存試料・情報等の提供のみを行う者が、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合であって、研究対象者が中学校等の課程を修了している又は16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断されるときには、当該研究対象者からもインフォームド・コンセントを受けなければならない。

２　インフォームド・アセントを得る場合の手続等

⑴　研究者等又は既存試料・情報等の提供のみを行う者が、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合であって、研究対象者が研究を実施されることについて自らの意向を表することができると判断されるときには、インフォームド・アセントを得るよう努めなければならない。ただし、１⑶の規定により研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるときは、この限りでない。

⑵　（略）

⑶　研究者等及び既存試料・情報等の提供のみを行う者は、⑴の規定によるインフォームド・アセントの手続において、研究対象者が、研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否の意向を表した場合には、その意向を尊重するよう努めなければならない。ただし、当該研究を実施又は継続することにより研究対象者に直接の健康上の利益が期待され、かつ、代諾者がそれに同意するときは、この限りでない。

第５章　（略）

第６章　研究の信頼性確保

第11・第12　（略）

第13　研究に係る試料及び情報等の保管

⑴　研究者等は、研究に用いられる情報又は試料・情報に係る資料（試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の提供に関する記録を含む。以下「情報等」という。）を正確なものにしなければならない。

⑵～⑷　（略）

⑸　研究機関の長は、当該研究機関において保管する情報等について、可能な限り長期間保管されるよう努めなければならず、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から５年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から３年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。また、仮名加工情報及び削除情報等（個人情報保護法第41条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元できるものに限る。）並びに匿名加工情報及び加工方法等情報の保管（削除情報等又は加工方法等情報については、これらの情報を破棄する場合を除く。）についても同様とする。また、試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の提供に関する記

⑵　研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、第８の規定による手続において代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合には、⑴ア①の選定方針に従って代諾者等を選定し、当該代諾者等に対して、第８の５の規定による説明事項に加えて⑴ア②に規定する説明事項を説明しなければならない。

⑶　研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合であって、研究対象者が中学校等の課程を修了している又は16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断されるときには、当該研究対象者からもインフォームド・コンセントを受けなければならない。

２　インフォームド・アセントを得る場合の手続等

⑴　研究者等又は既存試料・情報の提供のみを行う者が、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた場合であって、研究対象者が研究を実施されることについて自らの意向を表することができると判断されるときには、インフォームド・アセントを得るよう努めなければならない。ただし、１⑶の規定により研究対象者からインフォームド・コンセントを受けるときは、この限りでない。

⑵　（略）

⑶　研究者等及び既存試料・情報の提供のみを行う者は、⑴の規定によるインフォームド・アセントの手続において、研究対象者が、研究が実施又は継続されることの全部又は一部に対する拒否の意向を表した場合には、その意向を尊重するよう努めなければならない。ただし、当該研究を実施又は継続することにより研究対象者に直接の健康上の利益が期待され、かつ、代諾者がそれに同意するときは、この限りでない。

第５章　（略）

第６章　研究の信頼性確保

第11・第12　（略）

第13　研究に係る試料及び情報等の保管

⑴　研究者等は、研究に用いられる情報及び試料・情報に係る資料（試料・情報の提供に関する記録を含む。以下「情報等」という。）を正確なものにしなければならない。

⑵～⑷　（略）

⑸　研究機関の長は、当該研究機関において保管する情報等について、可能な限り長期間保管されるよう努めなければならず、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から５年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から３年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。また、仮名加工情報及び削除情報等（個人情報保護法第41条第１項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元できるものに限る。）並びに匿名加工情報及び加工方法等情報の保管（削除情報等又は加工方法等情報については、これらの情報を破棄する場合を除く。）についても同様とする。また、試料・情報の提供に関する記録について、試料・情報を提供す

録について、試料、研究に用いられる情報又は試料・情報を提供する場合は提供を行った日から３年を経過した日までの期間、提供を受ける場合は当該研究の終了について報告された日から５年を経過した日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。	る場合は提供を行った日から３年を経過した日までの期間、試料・情報の提供を受ける場合は当該研究の終了について報告された日から５年を経過した日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。
⑹　（略）	⑹　（略）
第14　（略）	第14　（略）
第７章　重篤な有害事象への対応	第７章　重篤な有害事象への対応
第15　重篤な有害事象への対応	第15　重篤な有害事象への対応
１　（略）	１　（略）
２　研究責任者の対応	２　研究責任者の対応
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　研究責任者は、研究に係る試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の取得を研究協力機関に依頼した場合であって、研究対象者に重篤な有害事象が発生した場合には、速やかな報告を受けなければならない。	⑵　研究責任者は、研究に係る試料・情報の取得を研究協力機関に依頼した場合であって、研究対象者に重篤な有害事象が発生した場合には、速やかな報告を受けなければならない。
⑶～⑸　（略）	⑶～⑸　（略）
３　（略）	３　（略）
第８章　倫理審査委員会	第８章　倫理審査委員会
第16　（略）	第16　（略）
第17　倫理審査委員会の役割・責務等	第17　倫理審査委員会の役割・責務等
１・２　（略）	１・２　（略）
３　迅速審査等	３　迅速審査等
⑴　倫理審査委員会は、次に掲げるいずれかの審査に該当する場合、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は倫理審査委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。	⑴　倫理審査委員会は、次に掲げるいずれかの審査に該当する場合、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、意見を述べることができる。迅速審査の結果は倫理審査委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。
①～④　（略）	①～④　（略）
⑤　利益相反に関して確認が必要な研究者等の追加に関する審査	（新設）
⑵　（略）	⑵　（略）
４　（略）	４　（略）
第９章　個人情報等、試料及び死者の試料・情報等に係る基本的責務	第９章　個人情報等、試料及び死者の試料・情報に係る基本的責務
第18　個人情報の保護等	第18　個人情報の保護等
１・２　（略）	１・２　（略）
３　死者の試料・情報等の取扱い	３　死者の試料・情報の取扱い
研究者等及び研究機関の長は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を識別することができる試料、研究に用いられる情報又は試料・情報に関しても、この指針の規定のほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。	研究者等及び研究機関の長は、死者の尊厳及び遺族等の感情に鑑み、死者について特定の個人を識別することができる試料・情報に関しても、この指針の規定のほか、個人情報保護法、条例等の規定に準じて適切に取り扱い、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
第10章　その他	第10章　その他
第19　施行期日	第19　施行期日
この指針は、令和８年12月１日から施行する。	この指針は、令和５年７月１日から施行する。
第20・第21　（略）	第20・第21　（略）

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和８年８月27日　福岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　福岡地方検察庁　令和８年第５号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　令和８年８月27日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

令和７年５月16日から同年５月26日までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

和田裕斗が弁護士事務所の職員等になりすまして被害者方を訪れ、同人の息子が現金を至急必要としており、かつ、前記和田が前記職員等として息子の代わりに現金を預かるものと誤信させ、被害者から現金の交付を受けた行為

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

⑴　氏名不詳者らが他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、被害者方に電話をかけ、電話の相手が各人の息子であり、同人が現金を至急必要としているので、同人の代わりに訪れる弁護士事務所の職員等に現金を渡してもらいたい旨うそを言う。

⑵　和田裕斗が弁護士事務所の職員等になりすまし、被害者方を訪れる。

⑶　被害者から現金の交付を受ける。

５　開始決定の時における給付資金の額　金28万円

６　支給申請期間　令和８年８月27日から同９年１月27日までの間

７　犯罪被害財産の没収の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　福岡地方裁判所飯塚支部

⑵　裁判年月日　令和８年６月２日

⑶　確定年月日　令和８年６月10日

⑷　被告人の氏名　和田　裕斗

⑸　没収の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、他人の親族等になりすまし、その親族が現金を至急必要としているかのように装って現金をだまし取ろうと考え、氏名不詳者らと共謀の上、令和７年５月16日から同年５月26日頃までの間に、氏名不詳者らが複数回にわたり、福岡県飯塚市内ほか３か所の被害者方等に電話をかけ、各被害者らに対し、電話の相手が各人の息子であり、同人が現金を至急必要としているので、同人の代わりに訪れる弁護士事務所の職員等に現金を渡してもらいたい旨うそを言い、さらに、被告人が被害者方等において、前記職員等になりすまして現れ、各被害者らに、電話の相手が各人の息子であって、同人が現金を至急必要としており、かつ、被告人が前記職員等として息子の代わりに現金を預かるものと誤信させ、よって、いずれもその頃、同各所において、各被害者から現金合計953万円の交付を受け、もってそれぞれ人を欺いて財物を交付させた。

（罪名）

詐欺

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810－8651　福岡県福岡市中央区六本松四丁目２番３号

福岡地方検察庁　刑事政策推進室　電話番号　092－734－9092（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

令和八年八月二十七日　外務大臣　茂木　敏充

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を令和八年九月二十九日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一　氏名　山能　翔太

生年月日　平成五年五月十六日生

申請上の住所　埼玉県

二　返納すべき旅券

旅券番号　ＴＭ一〇九七七八三

発行年月日　令和七年八月二十五日

旅券名義人　山能　翔太

三　返納すべき理由

当該旅券名義人は、令和八年五月二十八日、越谷簡易裁判所裁判官から電子計算機使用詐欺、窃盗事件の被疑者として逮捕状が発せられ、令和八年七月三十日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年８月27日　　経済産業大臣　赤澤　亮正

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社レクストあいち	愛知県名古屋市西区那古野二丁目７番20号	互第4010号	令和８年７月３日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和８年８月27日　　中部経済産業局長　三浦　　聡

次表に掲げる者が供託した営業保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、令和８年10月26日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和８年10月26日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社レクストあいち	愛知県名古屋市西区那古野二丁目７番20号	令和８年７月３日

記

あて先　〒460―8510　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目６番２号
名古屋第４地方合同庁舎５階・６階
中部経済産業局産業部消費経済課
電話052―951―2560
メールbzl-chb-kappan@meti.go.jp

様式

申　　出　　書

中部経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第５０号

岩手県一関市赤荻字亀田176番地３　コーポかめた202、前住所岩手県一関市川崎町薄衣字加妻57番地３　市営加妻住宅19号
債務者　小岩　黎乃
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６１号

岩手県一関市赤荻字堺123番地１　タウンハウス堺Ｃ－１、前住所岩手県一関市山目字十二神152番地６
債務者　岩渕　健太
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第６３号

岩手県一関市真柴字中田41番地161
債務者　熊谷　結女
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第１３５３号

東京都町田市金森３丁目１番35号エクセラン金森北棟101
債務者　早川　一輝
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３５４７号

大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ66―109号
債務者　今西　裕子
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５７７号

大阪府守口市滝井西町２丁目３番23―507号
債務者　谷口　豊和
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６３４号

大阪市中央区南船場１丁目13番15号　長堀三栄プラザ601号
債務者　梶谷　佳代
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６６３号

大阪市都島区都島北通１丁目19番26号　ｓａｌｔ都島　401号
債務者　江頭　恵美
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８４号
大阪市住吉区東粉浜３丁目28番７－304号
債務者　籠　　舞子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８０９号
大阪市大正区泉尾１丁目19番21号、前住所大阪市西区南堀江３丁目７番６－1302号
債務者　前田　友美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２４号
大阪府高槻市京口町11番７号　アンフィニィ京口306号
債務者　長富　周平
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９２号
大阪市城東区今福南３丁目２番20号　Ｗｉｔｈ　Ｙｏｕ　406
債務者　別所　樹里
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９６号
大阪府門真市脇田町２番２－101号
債務者　柴田　一彦
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８９７号
大阪市東成区大今里西３丁目10番５－706号
債務者　ｔｒｍ繁盛経営研究所こと　齊藤　俊成
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９１３号
大阪府枚方市東牧野町11番４－207号、前住所大阪府枚方市甲斐田町26番16－102号
債務者　奥村　歩海
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９６１号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番37－210号
債務者　井筒　安重
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０００号
大阪市北区錦町２番35－506号
債務者　尾﨑　恵美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０３６号
大阪市東淀川区小松１丁目10番18号　セントリーハイツ21　308号
債務者　古田　博信
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１１４号
大阪府守口市豊秀町１丁目１番11－301号
債務者　佐藤　克朗
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３６１号
徳島県徳島市応神町吉成字轟21番地の３　ビレッジハウス応神１号棟301
債務者　前山　雅弘
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０８号
佐賀市神園六丁目６番38号、前住所佐賀市新中町４番３号　シティハイムれんげ103号
債務者　廣瀬　裕介
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２１１号
佐賀市川副町大字早津江56番地１　サンハウス上早２　106号、前住所佐賀市諸富町大字山領457番地11
債務者　明井　瑞希（旧姓岡）
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６９号
千葉県市原市光風台４丁目175番地
債務者　高木　里菜（旧姓大村）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２７号
千葉県木更津市長須賀333番地１　クリエイト木更津第１　215号
債務者　井上　博隆
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４５号
千葉県君津市南子安９丁目１番25号　203、前住所千葉県木更津市畑沢南２丁目36番２号
債務者　平岡　直樹
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４７号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18番地　県営住宅８棟304号
債務者　鈴木美恵子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４８号
千葉県木更津市太田２丁目10番14号　ハイツラン103
債務者　五十嵐悦子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１５２号
千葉県袖ケ浦市福王台３丁目13番地６　袖ケ浦荘
債務者　川口　泰生
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第８０３号
千葉市緑区土気町1293番地６
債務者　高木　章雄
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０６６号
千葉市若葉区桜木６丁目21番５号　グランアルシュⅡ　101号
債務者　小林　快渡
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１７９号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区12棟202号
債務者　押田　　萌
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１６号
千葉県市川市富浜２丁目６番９－101号　（サングリーン妙典）
債務者　礒崎　芙美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２２７号
千葉市若葉区みつわ台５丁目５番１号　ドエルクロコ202号
債務者　段木　忠一
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２２８号
千葉市若葉区みつわ台５丁目５番１号　ドエルクロコ202号
債務者　段木　範子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３１号
千葉市中央区松ケ丘町518番地２　ソレイユ松ヶ丘
債務者　村山　　悟
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３４号
千葉県船橋市高根台５丁目１番267棟107号
債務者　酒井　美加
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２４０号
千葉市美浜区高洲２丁目６番１棟106号
債務者　穴田嵯紀子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２６４号
千葉市若葉区小倉台５丁目９番５号
債務者　橋本　瑞姫
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７９９号
広島市安佐北区可部南５丁目13番３－101号
債務者　周藤　妙子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８２９号
広島市南区旭１丁目10番３号
債務者　川端　節子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７２６号
広島市中区大手町５丁目９番２－701号
債務者　牛島　健汰
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９７号
青森県弘前市大字小比内一丁目１番地15　コーポ内山202号、旧住所青森県平川市唐竹堀合23番地３
債務者　白取富美子
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第３０４号
神奈川県平塚市徳延１丁目８番61号　ハピネスしおんの里
債務者　野見山光幸
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３２２号
神奈川県小田原市早川659番地の２
債務者　森　　博基
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３４６号
神奈川県厚木市上落合425番地５
債務者　中村　　愛
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３５４号
神奈川県平塚市出縄523番地の１　アムール湘南101
債務者　山本　　亘
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３８６号
神奈川県厚木市妻田西３丁目22番18号　花物語あつぎ中央、前住所神奈川県厚木市妻田北２丁目４番３号　鈴木方
債務者　高橋香代子（成年後見人　安齋紀子）
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３９９号
神奈川県秦野市堀西1602番地
債務者　勝俣　ユリ
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４１４号
神奈川県小田原市蓮正寺470番地の50　蛍田ハイツ１－３
債務者　矢久保真央
１　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

免責許可決定

令和８年（フ）第７０号
愛知県稲沢市朝府町７番２―605号
破産者　柴田　　純
１　決定年月日　令和８年８月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。　名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第８０号
愛知県稲沢市朝府町16番34―602号、前住所沖縄県国頭郡金武町字屋嘉2359番地　ヴィラ・アリーエⅢ401
破産者　櫻田　和代
１　決定年月日　令和８年８月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。　名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１３９号
茨城県水戸市見和２丁目255番地　県営見和アパート７棟903号
破産者　伊藤　　隼
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１６６号
茨城県日立市西成沢町１丁目28番６号、開始決定時の住所茨城県桜川市鍬田522番地１　市営鍬田住宅３－２－１
破産者　安丸愛莉菜
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　水戸地方裁判所

令和８年（フ）第８７号
群馬県太田市牛沢町54番地、前住所群馬県伊勢崎市粕川町1654番地６　パークサイドＰ２―201
破産者　中村　隆一
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１００号
群馬県邑楽郡大泉町仙石一丁目28番26号
破産者　吉田　敦子
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第８４号
静岡県富士市富士見台７丁目13番地の２
破産者　寺田　泰世
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第３３９号
神戸市中央区旗塚通３丁目３番22号　長谷川ハイツ408
破産者　入本　友哉
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４００号
神戸市垂水区青山台５丁目６番３―424号
破産者　平松千津美
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４０２号
神戸市北区鹿の子台南町３丁目17番22号
破産者　岡本　　賢
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４２４号
神戸市東灘区甲南町３丁目３番21号　甲南ビル306号、従前の住所那覇市字国場532番地２　ハイツサフラン302
破産者　福島こと梶山こと與儀こと　菊地萌々恵
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４４４号
神戸市東灘区深江南町２丁目１番20号
破産者　田中　昌宜
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５４号
神戸市須磨区中落合１丁目１番410―502号
破産者　筒見　　由
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５７号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の３　２番館504号
破産者　若林　　亮
１　決定年月日　令和８年８月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７３号
神戸市中央区旭通１丁目１番１―705号
破産者　宮川　照美（旧姓前田）
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７４号
神戸市中央区旭通１丁目１番１―705号
破産者　小料理たむらこと　宮川　正雄
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８３号
神戸市東灘区御影３丁目２番16―305号
破産者　秋元　泰人
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１２号
神戸市北区有野中町３丁目29―16　医療法人社団敬風会　有泉病院　内、住民票上の住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町１番27―305号　Ｐｉｎｅ　Ｒｉｃｈ
破産者　ＬＵＮＤ　ＲＡＪＡＲＡＭ　ＭＯＴＡＮＤＡＳ（ルンド・ラジャラム・モタンダス）（法定代理人成年後見人　一般社団法人Ｒｉｇｈｔｓ）
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５１８号
神戸市長田区宮川町２丁目32番地の４　辰己文化105号
破産者　梁川玲子こと　梁玲子
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５３３号
神戸市垂水区本多聞２丁目10番７号　エトワール101号
破産者　森本　澄菜
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４８号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番２―202号
破産者　白石　明紀（旧姓村上）
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２５号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目24番38―２号
破産者　山内　博也
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２７２号
兵庫県西宮市山口町上山口１丁目19番33号ＹＵハイツ201号、前住所神戸市北区鹿の子台南町１丁目11番３号　エスポワール神戸北
破産者　羽﨑　浩信（保佐人　瀬川嘉章）
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２９４号
兵庫県尼崎市神田北通９丁目246番地の２フジパレス神田北通　101、前住所大阪市北区大淀中２丁目８番３号　モダンアパートメント梅田北　501号室
破産者　塩山　瑠花
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３１７号
兵庫県尼崎市田能４丁目13番１―406号
破産者　呉屋　成美
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３１８号
兵庫県芦屋市上宮川町５番５―403号
破産者　菅村　太一
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３２５号
兵庫県西宮市大畑町５番８―307号
破産者　馬岡　祐子
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３２９号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目14番１―206号
破産者　髙田　和子（旧姓伊澤）
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３３５号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番13―201号
破産者　長井真知子
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３４５号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目15番９号　ラポール　401号
破産者　木森　剛志
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３４７号
兵庫県西宮市甲子園口１丁目８番８―209号
破産者　新　　光江
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３６３号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目67番地の５　ドミールＩ　101
破産者　福原千八賀
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６８号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ｋ―502号　県営住宅
破産者　瓜生　有沙
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第４４４号
北九州市門司区大里原町６番９号
破産者　大迫　祐治
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４４９号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ケ丘１番１―1002号
破産者　河野　健一
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２４８号
熊本市中央区本荘３丁目８番35号　シティハイツ宝生402、転入前住所熊本市南区上ノ郷１丁目５番10号　プレジールＡ201
破産者　綾　　唯衣
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２２６号
札幌市東区北36条東６丁目３番15号　エスポアール・シンエイ206号
破産者　土門　晴美
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５２２号
札幌市西区西町北11丁目２番12―203号
破産者　笹　奈緒美
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８３１号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目６番14―２号ルピナス月寒201号
破産者　関本真吏佳
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８５７号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目15番21号アーバン厚別201
破産者　小野　　舞（旧姓望月）
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８７０号
札幌市豊平区福住１条２丁目11番11―401号
破産者　岩佐　陽太
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９４７号
札幌市北区新川３条15丁目５番１―702号
破産者　八鍬　真吾
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第８７号
北海道赤平市西文京町１丁目１番地13
破産者　藤原　礼（旧氏名藤原啓誉）
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第１８号
北海道芦別市頼城町１番地（仲町７丁目・頼城第二団地29号）
破産者　堀井　広樹
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第１９号
北海道滝川市江部乙町1103番地33　村井咲予方、住民票上の住所北海道石狩市浜益幌499番地３
破産者　村井　保文
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第２２号
北海道滝川市花月町１丁目10番14号ポリーパルＢ棟201号室
破産者　本田　純子
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第２３号
北海道滝川市花月町１丁目10番14号ポリーパルＢ棟201号室
破産者　本田　龍冴
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和７年（フ）第１５８号
秋田市河辺畑谷字丸山147番地
破産者　佐藤　義和
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８号
茨城県つくば市島名1095番地１　（香取台Ａ43街区８）
破産者　木村　裕香（旧姓青柳）
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第５９０号
埼玉県戸田市上戸田３丁目８番26―301号
破産者　髙橋　勇
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６１４号
さいたま市中央区本町西３丁目９番１―506号
破産者　沼田　聖子
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６４４号
埼玉県川口市桜町３丁目21番33号
破産者　藤原　淳一
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６７０号
埼玉県上尾市中妻三丁目３番地14　サンスクエアウチヤマ206
破産者　古川　秀幸
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７３１号
埼玉県和光市白子３丁目１番20―201号　ヴィルヌーブ
破産者　粒崎　肇
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７９６号
埼玉県志木市中宗岡二丁目12番５号
破産者　梅内　真実
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８０７号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷３丁目13番６号
破産者　髙橋　理
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８０８号
さいたま市中央区上落合６丁目２番５号　プリムヴェールさいたま新都心203
破産者　渡部　美和
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８５８号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―31―405
破産者　鈴木　龍弥
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８６５号
埼玉県久喜市下清久639番地２　ユースタイルホーム久喜
破産者　小林　聖梨
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８８３号
さいたま市中央区大戸２丁目４番19号　ＫＭコテージＢ―202号
破産者　河口　欣二
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９０９号
埼玉県朝霞市幸町１丁目１番30号　第１ＳＵハイム102
破産者　柳川かおり
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９１７号
さいたま市見沼区大字小深作355番地１　県営大宮小深作はるさと団地１―410
破産者　柴崎　歩美
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９４２号
さいたま市見沼区東大宮５丁目４番地11　コーポ晴風401号室
破産者　坂井　洋一
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９４７号
埼玉県川口市大字東内野566番地の21、旧住所さいたま市緑区馬場２丁目21番地４　ブルーベリーハイツ202
破産者　大矢あきえ
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９６５号
埼玉県新座市野寺一丁目７番13号　２Ｆ
破産者　小澤　昇一
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２３７号
川崎市高津区東野川２丁目32番１―302号　久末西住宅
破産者　岡村　神弥（旧氏名山口　仁）
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３６４号
沖縄県那覇市楚辺２丁目41番46号　ネスト・オウル101、開始決定時の住所川崎市川崎区昭和２丁目７番５号　昭和ハイツ１　203
破産者　平良八十一
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３６８号
川崎市中原区今井西町２番17号　サニーハイムＣ　203
破産者　惣田　麻奈
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３８６号
川崎市川崎区渡田３丁目15番２号
破産者　黒崎政典ケネット
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３８７号
川崎市川崎区渡田３丁目15番２号
破産者　黒崎　麻由
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３８９号
川崎市幸区塚越４丁目351番地28　コーポ塚越　201
破産者　酒井　奈美
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３９１号
川崎市宮前区土橋１丁目４番地６　鮫島ビル２階西
破産者　星野　真子
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４００号
川崎市宮前区宮前平１丁目１番地10　ソーシャルコート宮崎台　101
破産者　セマカン　チョンラヌット（ＳＥＭＡＫＨＵＮ　ＣＨＯＮＬＡＮＵＣＨ）
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４１０号
川崎市多摩区宿河原２丁目７番５号　第３光荘　103
破産者　石川　久行
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４１２号
川崎市多摩区登戸190－１向ヶ丘遊園パークホームズ103、住民票上の住所東京都新宿区高田馬場４丁目３番５－304号
破産者　服部　成香（旧姓山本）
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４６０号
川崎市中原区下小田中６丁目31番43号　中原ハイム　115
破産者　中村　利博
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４６１号
川崎市川崎区小田４丁目33番９号　パークサイド原　301
破産者　大屋　裕之
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１４３号
山梨県中巨摩郡昭和町上河東605番地39
破産者　福間久美子
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５８号
山梨県甲府市堀之内町772番地　ジュネパレス向井401
破産者　全　　徳訓（ＱＵＡＮ　ＤＥＸＵＮ）
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７３号
山梨県笛吹市石和町川中島419番地１　サンウッドリバーストーン106
破産者　寺本由美こ
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１７号
愛知県知多市新知東町３丁目８番地の13（オレンジハウスＢ－201）、前住所静岡県富士市北松野515番地の１
破産者　高橋　伊吹
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１０１３号
名古屋市緑区桶狭間北２丁目311番地　ハウスパンドビュー103号
破産者　藤本　裕樹
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１６号
三重県鈴鹿市下箕田三丁目10番13号、前住所大阪府八尾市光町１丁目55番地　ルミエール八尾駅前808号
破産者　綿谷美紗貴
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８号
京都府綾部市寺町上石28番地の６
破産者　日下部栄雄
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
奈良県葛城市尺土189番地８
破産者　森本乙月姫
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１４４号
奈良県橿原市西池尻町262番地の３　ポストマンション201号室、前住所奈良県橿原市栄和町51番地の１　ファミールグランデＤ棟101号
破産者　森村　朋子
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１５２号
奈良県橿原市川西町86　Ａ－７－203、住民票上の住所奈良県橿原市栄和町11番地の２　サニークレスト橿原神宮前203号
破産者　上島　加名
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２１号
山口県萩市大字椿東2751番地７　県住東萩団地４棟105号
破産者　西本　菜々香（旧姓上田）
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和８年（フ）第１８号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字小松225番地
破産者　畠中　栞里
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第３６０号
北九州市八幡西区引野１丁目24番９－301号
破産者　福丸　奈央
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４４５号
北九州市八幡西区小嶺台１丁目12番５－107号、前住所北九州市八幡東区前田１丁目７番18－1113号
破産者　原　　悠輔
１　決定年月日　令和８年８月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２２８号
熊本市西区春日４丁目１番75号　コーポグリーンヒル203、転入前住所熊本県上天草市大矢野町維和3941番地３
破産者　小林　重雄
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９８号
大分県別府市上人本町３番２号
破産者　大平　光義
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３号
鹿児島県阿久根市西目5647番地３　市営春畑住宅55号
破産者　新町　治
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第２１号
沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶2046番地の15　福山団地　Ｃ―101
破産者　屋我　　栄
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第２２号
沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶2046番地の15　福山団地　Ｃ―101
破産者　屋我　辰輝
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第２４号
沖縄県島尻郡伊是名村字伊是名918番地　伊是名第２団地102号
破産者　宮平　　総
1　決定年月日　令和８年８月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第５３号
北海道苫小牧市三光町２丁目10番20号　ライフシャトー２　202
破産者　小畑　竜幸（旧姓佐藤）
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第５７号
北海道苫小牧市有珠の沢町４丁目９番２―208号
破産者　後藤由美子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第６１号
北海道苫小牧市見山町１丁目４番22号　前田荘２階左、前住所北海道苫小牧市山手町２丁目11番14号　大和荘１号棟203号
破産者　佐々木千春
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第６５号
北海道苫小牧市桜木町４丁目５番12号
破産者　窪　　英美（旧姓三戸）
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第９１号
釧路市芦野１丁目23番21号　ライラック芦野103号室
破産者　宮嶋　愛実
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９８号
釧路市鳥取北９丁目２番７号　カプシーヌ鳥取北
破産者　及川　優生
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０２号
釧路市白樺台５丁目１番118号　白樺台団地しらかば２　218号室、前住所釧路市富士見２丁目１番10号　坂下マンション２号室
破産者　川口　　聖
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０７号
釧路市桜ケ岡１丁目９番29号　グループリビング桜ケ岡、前住所釧路市大楽毛４丁目１番22号　有料老人ホーム　ケアホームＯＮＥ
破産者　岡村　隆雄
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８号
山形県鶴岡市本町二丁目８番７－２号、前住所東京都渋谷区代々木３丁目３番14号　コーポエイワ　107
破産者　中野　陸人
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第１１６号
福島県郡山市大槻町字小山田前３番地　市営住宅１－２－35
破産者　長谷川綾子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１３３号
福島県郡山市安積町長久保三丁目８番地の３　マンション安積102号
破産者　関根　正彦
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１５号
福島県白河市会津町31番地４　牧野アパート20号室
破産者　納谷　明子（旧姓石川）
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第６９号
群馬県館林市瀬戸谷町2210番地の149、前住所群馬県伊勢崎市太田町1129番地太田住宅1935
破産者　柿沼　　慧
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１０７号
群馬県太田市台之郷町829番地３　ハイツ石倉101号、前住所群馬県太田市高林東町1646番地１
破産者　安村　勝広
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和６年（フ）第２９８号
神奈川県平塚市四之宮６丁目11番52号
破産者　三田　勝巳
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１７１号
神奈川県秦野市西田原105番地
破産者　添田　晃弘
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２１７号
相模原市南区相武台２丁目15番12号　セジュール黒滝201
破産者　武雄　啓太
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２２８号
相模原市南区上鶴間本町５丁目32番２号　チェリーハイム302
破産者　渡邉　優花
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２４４号
相模原市中央区上溝６丁目３番９号　プレメリアⅡアレーズ上溝
破産者　柳澤　祐高
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２６１号
相模原市中央区淵野辺１丁目13番15号　メゾンわかな203
破産者　小田恵理奈
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５８号
金沢市諸江町下丁198番地３　ブリッジⅠ104号
破産者　北村　涼真
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０４号
金沢市八日市３丁目582番地１、従前の住所金沢市八日市５丁目601番地　ウィルモアＳＥＩＢⅠ102号（従前の住所）石川県白山市あさひ荘苑３丁目32番地
破産者　中村明日香
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０７号
金沢市諸江町上丁556番地５
破産者　柚木　浩子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２５号
金沢市泉本町６丁目36番地　大国ハイツ406号、従前の住所金沢市泉２丁目15番15号　泉ハイツ303号
破産者　吉田　元美
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３５号
金沢市野町２丁目７番８号　野町ハウス201号
破産者　山下　次美
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３９号
金沢市神谷内町葵113番地、従前の住所金沢市柳橋町乙46番地３
破産者　関　　志帆
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１４０号
金沢市神谷内町葵113番地、従前の住所金沢市柳橋町乙46番地３
破産者　関　　拓弥
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５６号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘４丁目30番地ロイヤルハイツⅡ202号
破産者　古川　光義
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０号
長野県木曽郡南木曽町吾妻329番地２　町営住宅恋野団地41号
破産者　横内　秀則
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第３８号
岐阜県恵那市長島町中野1205番地188
破産者　田口　琴代
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第４６号
岐阜県中津川市桃山町２番10号　リバーサイドハイツ丸山Ａ403
破産者　坂井　珠希
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１５３号
静岡県沼津市新沢田町11番１号、前住所東京都足立区東和１丁目19番17―106号
破産者　角田　　光
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１２８号
愛知県稲沢市祖父江町森上本郷一23番地４
破産者　進　　直美
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第５１号
滋賀県彦根市松原町1142番地（506号）
破産者　福井香緒理
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第７２号
滋賀県近江八幡市安土町宮津１番地69
破産者　小西るり子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第８２号
滋賀県東近江市東沖野一丁目３番26号　ルネスケンジュン205号室
破産者　塩川　裕治
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第９３号
滋賀県蒲生郡日野町大字中在寺1109番地80
破産者　ウエニシ　リカルド　カズヒロこと　ＵＥＮＩＳＨＩ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＫＡＺＵＨＩＲＯ
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第９４号
滋賀県彦根市小泉町961番地２（16号）
破産者　上山　悦夫
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第９６号
滋賀県犬上郡豊郷町大字大町37番地
破産者　長谷川賀堂
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１９０号
京都市左京区修学院中林町23番地５、前住所京都府長岡京市馬場見場走り26番地３（３―314）　長岡京スカイハイツ
破産者　ＳＵＢＲＯＳＡこと漁師小屋肉店こと　ＭＯＯＮ＆ＢＡＣＫこと松嶋　博優
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３４２号
京都府木津川市梅美台七丁目３番地４
破産者　輪島　紘枝（旧姓明石）
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３４８号
京都市山科区北花山中道町53番地７
破産者　堀場　義翔
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３７８号
京都府京田辺市松井ケ丘３―13―９、住民票上の住所横浜市青葉区みたけ台17番地48　ハルシオンみたけ台205号
破産者　石原　信彦
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４０１号
京都市上京区上御霊前通寺町西入下る相国寺門前町670番地11　りぶる壱番館　301
破産者　西川　　真
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４０２号
京都市東山区鞘町通七条上る下堀詰町263番地３　ＬＳ七条鞘町　101号室、前住所京都府宇治市木幡金草原37番地の４
破産者　奥西　伸一
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４１７号
京都市伏見区竹田向代町552番地
破産者　前田　早苗
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４２５号
京都市上京区仁和寺街道千本西入五番町187ハイツ五番館301、住民票上の住所京都市右京区京北大野町廣畑85番地
破産者　豊嶋　修二
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４２７号
京都市中京区壬生馬場町１番地６　北浅ハイツ323号
破産者　宮崎　　彰
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４９８号
京都市山科区小山中ノ川町39番地19、前住所京都府亀岡市曽我部町穴太口山90番地38
破産者　吉田みゆき
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５１６号
京都市中京区壬生坊城町１番地１　大晋メゾネ四条大宮　307
破産者　小森　紫央
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５３４号
京都府京田辺市河原受田43番地１　ルーブル別館２Ｆ－Ｄ
破産者　大西　健一
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５３８号
京都市中京区大宮通六角下る六角大宮町205番地　デトム・ワン四条大宮208
破産者　藤田　新吉
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５４２号
京都市西京区大原野東竹の里町四丁目２番地55棟406号
破産者　田上美智子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５４３号
京都市西京区嵐山中尾下町27番地３　フォレステージ嵐山　２－Ｂ
破産者　横江　美佐
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５５１号
京都市山科区小山姫子町14番地３　エクセレント林202
破産者　西村　聡子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５５２号
京都市山科区小山姫子町14番地３　エクセレント林202
破産者　西村　直哉
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５５３号
京都市山科区小山姫子町14番地３　エクセレント林202
破産者　西村　佑哉
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５６１号
京都市右京区西院平町６番地１　デ・リード京都西院　1005、前住所京都市右京区常盤御池町21番地21
破産者　坂口　敏樹
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第６５９２号
大阪市中央区谷町６丁目17番20―510号
破産者　三好　裕子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７５５号
大阪市東淀川区豊新４丁目11番１―415号
破産者　西村　浩司
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１０２号
大阪府豊中市穂積１丁目１番18―804号
破産者　田中　葉子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２２９号
大阪市住之江区新北島４丁目１番１―1102号
破産者　柴田由美子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２９０号
大阪府八尾市恩智南町２丁目136番地ビューハイム茶の木107号
破産者　小濱　香織
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３０７号
大阪府寝屋川市幸町８番１―1104号、前住所大阪市住吉区山之内３丁目６番26号　ライジング　ヒルズ　201号
破産者　宮森　都萌（旧姓三木）
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３４１号
大阪府東大阪市御厨栄町１丁目４番13号507号
破産者　藤本　滋子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３７９号
大阪市平野区加美鞍作１丁目１番39号　プレステージ平野　202号、前住所大阪市平野区加美西１丁目４番２号　405
破産者　春山　泰子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３８６号
大阪市平野区西脇１丁目１番27号、前住所大阪市平野区喜連４丁目13番３号　ハーモニーテラス喜連　202号
破産者　村田　直美
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４００号
大阪府高槻市富田町５丁目25番15号　大脇マンション205号
破産者　野村　雅人
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４８０号
大阪市天王寺区上本町９丁目３番２号　夕陽ケ丘ＡＳレジデンス602号
破産者　北澤あい子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４９４号
大阪市東淀川区淡路４丁目10番１号　リーベ淡路ビル　602号
破産者　伊藤　素成
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５４９号
大阪市淀川区東三国６丁目13番５号　グレース東三国　303号
破産者　髙木　善貴
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５５７号
大阪府東大阪市善根寺町１丁目３番54号
破産者　佐藤　美希
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５６９号
大阪府八尾市東山本新町２－３－３－507、住民票上の住所大阪府八尾市東山本新町５丁目４番７号
破産者　科野　恵美
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５７３号
大阪府門真市石原町32番６号　川崎貸家１階左より２軒目、前住所大阪府富田林市寿町４丁目５番38号　(102)
破産者　田村多枝子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５７５号
大阪府枚方市牧野北町８番３－108号
破産者　古堀久美子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６４６号
大阪府豊中市寺内２丁目13番37－109号
破産者　阿部　千尋
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６５１号
大阪市旭区大宮５丁目９番１－1005号
破産者　橋元　和久
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６５７号
大阪府八尾市久宝園１丁目91番地の14　ソレイユ　Ａ・Ｓ・Ｈ　201号
破産者　黒木　綾子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６６９号
大阪市住吉区苅田１丁目５番23号　ハイム奥野　301号、前住所大阪市住吉区苅田１丁目４番16－202号
破産者　梶野　琴実（旧姓上森）
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７９５号
大阪市住之江区南港中５丁目３番42－407号
破産者　佐々木彩香
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８５１号
大阪市淀川区宮原１丁目19番23－506号
破産者　小山田真理
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８５３号
大阪市平野区背戸口１丁目３番19号　西平野ハイツ403号
破産者　佐倉　京子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６３号
兵庫県川西市新田２丁目13番14号　304
破産者　高橋　幸一
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第７６号
兵庫県伊丹市寺本４丁目63番地１　15－301号、前住所兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25－620号
破産者　堀江　昌伸
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第９５号
兵庫県川西市西多田１丁目１番12号
破産者　筒井　茉帆（旧姓畑）
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目13番15－107号
破産者　永井美知子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１１６号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目13番15－107号
破産者　永井　花奈
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目５番１－309号
破産者　横田　美樹
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１２７号
兵庫県宝塚市平井２丁目４番33号　サニーホームズ202
破産者　好川　紗織
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
兵庫県川西市滝山町11番４号
破産者　重冨維久子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１３２号
兵庫県伊丹市安堂寺町１丁目１番地２　さらきマンション201号
破産者　新免　俊和
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１３３号
兵庫県宝塚市米谷１丁目６番10号
破産者　田口　紗知
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１３９号
兵庫県伊丹市鈴原町９丁目１番地２
破産者　橋口　凌弥
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２３８号
兵庫県姫路市御立中８丁目３番37号
破産者　野々上智之
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２４６号
兵庫県姫路市打越1339番地
破産者　阪井　　博
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２５５号
兵庫県姫路市勝原区宮田322番地
破産者　大山　明徳
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２７１号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷277番地４
破産者　井上　初枝
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２７５号
兵庫県高砂市北浜町牛谷362番地の５
破産者　南　　悠介
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２７９号
兵庫県高砂市米田町島732番地　Ⅲ宝殿ヤングハイツ103号
破産者　山下　智美
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２８０号
兵庫県姫路市西今宿５丁目３番８号　高岡病院、住民票上の住所兵庫県加東市南山三丁目20番地の10
破産者　宮川　隆幸
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２８９号
兵庫県加古川市別府町新野辺574番地の143
破産者　向井　功二
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２９０号
兵庫県加古川市尾上町長田52番地の１　エクセルデュオ２―201号
破産者　瀧口　　健
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２９３号
兵庫県加古川市平岡町新在家2139番地の１　フォルトゥーナＭⅡ―104号
破産者　森下さやか
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２９４号
兵庫県姫路市保城361番地１　サニーパレス保城　206号室、従前の住所兵庫県姫路市保城768番地６　道西ハイツ３－Ｄ
破産者　養父　孝光
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４０８号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目２番20―510号
破産者　猪原　宏文
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４１６号
北九州市小倉北区都１丁目13番１―103号
破産者　安部三枝子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４４２号
北九州市戸畑区中原西２丁目15番24号(101)、前住所北九州市戸畑区中本町５番３号
破産者　渕上　正章
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６５号
佐賀県伊万里市立花町1940番地　立花県営住宅436号
破産者　梅﨑こずえ
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第６６号
佐賀県武雄市北方町大字大﨑1099番地３　フラワーｉ101号
破産者　藤元　祐子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１３２号
長崎県長崎市田上３丁目６番６号、旧住所長崎県長崎市上田町４―18
破産者　堀　　剛史
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３８号
長崎県長崎市籠町８番30―603号
破産者　夏井多賀子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４１号
長崎県長崎市滑石３丁目19番17―201号
破産者　柴崎　雅也
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４３号
長崎県長崎市音無町14番23号　ｗｉｔｈ音無101、旧住所長崎県長崎市江里町20番25号　３Ｙハイツ101
破産者　村里　理恵
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４５号
長崎県長崎市毛井首町237番地　県営住宅毛井首団地Ｈ棟305号
破産者　白濵佐和子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４８号
長崎県長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＥ―211号
破産者　眞弓　英恵
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５０号
長崎県長崎市浜平１丁目14番47号
破産者　川口眞貴子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５３号
長崎県長崎市三原２丁目22番24号　カナディアンハイツ201号
破産者　吉田　成雄
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５５号
長崎県長崎市琴海戸根町1094番地４　レジデンス樋口201号室
破産者　石田　翔太
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５７号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷839番地２
破産者　松本　由利
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５９号
長崎県長崎市風頭町27番43号　パルタージュ
破産者　木村　裕子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
長崎県長崎市花丘町20番28―301号
破産者　増田由美子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６１号
長崎県長崎市鳴見町1398番地13、旧住所長崎県諫早市高来町汲水85番地　宇良住宅Ｃ棟３号
破産者　山本　幸菜
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６２号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1180番地２　栄隆ハウス101号、開始決定時の住所長崎県長崎市小菅町17番３号
破産者　奥野　亜希
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６３号
長崎県長崎市浜平１丁目２番10号
破産者　赤瀬　将希
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６４号
長崎県長崎市浜平１丁目２番10号
破産者　赤瀬　果苗
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１６９号
長崎県長崎市蚊焼町1455番地
破産者　高比良百合枝
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１７２号
長崎県長崎市滑石６丁目２番１―206号
破産者　﨑田　幸則
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３２号
宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地３　栄松Ａ団地94号室
破産者　山下　賢司
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第４７号
宮崎県都城市上川東二丁目14号８番地　並木マンションＡ102、前住所宮崎県都城市志比田町7202番地11
破産者　江口　重生
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第４９号
宮崎県都城市高城町穂満坊491番地　第３鳥井前団地49―４―３号
破産者　建野　理沙
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第７５号
宮崎県都城市鷹尾三丁目34街区26号　グリーンテラス鷹尾２―Ｆ
破産者　小平　裕之
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１５１号
沖縄県沖縄市比屋根６丁目５番25号　トーマス比屋根Ⅱ305
破産者　梶原美代子
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和７年（再イ）第１２２号
東京都国分寺市東元町三丁目４番18号野川ハイツ203
再生債務者　松根　保彰
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年４月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第３号
兵庫県丹波市市島町上田129番地１　カーサユリア101号
再生債務者　大西　康三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月14日　神戸地方裁判所柏原支部

令和８年（再イ）第５号
山梨県甲府市下飯田３丁目11番11号
再生債務者　杉原　春仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月14日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第７号
熊本市中央区新屋敷１丁目11番１号　濫觴77Ｂ　201号室
再生債務者　福田あゆみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月10日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第１６号
青森県八戸市大字長苗代字紺屋町12番地１　ザ・マンション紺屋町Ｂ301
再生債務者　宮木　克昌
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月14日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和８年（再イ）第１７号
大阪府岸和田市池尻町133番地の38
再生債務者　山田　敏之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第６３号
神戸市須磨区横尾５丁目４番地の１　407号
再生債務者　大島　義博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第１４号
兵庫県姫路市別所町小林330番地31
再生債務者　安保　祐希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第２２号
北九州市小倉北区足立２丁目９番16―101号、前住所北九州市小倉北区下富野５丁目10番５号
再生債務者　今吉　温美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月10日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（再イ）第８５号
熊本県下益城郡美里町馬場610番地　片平団地　１―２
再生債務者　松本　忠司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月12日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第２８０号
横浜市磯子区岡村３丁目24番18号
再生債務者　矢田　　創
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第３０１号
横浜市泉区新橋町35番地５　ラフィネ緑園Ｃ
再生債務者　青野　靖秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第３０号

神奈川県海老名市中新田２丁目27番53―102号

再生債務者　野崎　涼一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月13日

横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１６号

横浜市青葉区田奈町24番地26　ヴォリュビリス102

再生債務者　早川　沙良

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月13日

横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１０号

兵庫県姫路市勝原区熊見285番地１

再生債務者　ココロの秘密基地こと　山田　孝博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年７月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月13日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第８７号

東京都板橋区赤塚４―32―21　プリズムパークＡ102

再生債務者　木村　京子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月13日

東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第９号

釧路市昭和南５丁目15番18号

再生債務者　八鍬　　昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月14日　　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第４号

横浜市港北区新横浜１丁目27番地15　Ｓｕｐｒｅ新横浜808号室

再生債務者　今野　伸人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月13日

横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第６１号

横浜市西区浅間町１丁目４番地16　日宝コート浅間町602号

再生債務者　安藤　悠人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月13日

横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第６号

北海道樺戸郡新十津川町字中央86番地158

再生債務者　湯藤　芳也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月13日

札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和８年（再イ）第１０号

釧路市美原３丁目11番６号、前住所釧路市芦野５丁目27番18号　シティパル101号

再生債務者　古寺実希央（旧姓東堂）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月14日　　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１０号

秋田市将軍野東三丁目７番70号（前住所、茨城県土浦市港町三丁目13番９号）

再生債務者　坂根　　穣

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月13日

秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２号

滋賀県近江八幡市鷹飼町555番地（1202号）

再生債務者　山中　明博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月14日　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（再イ）第３６号

神戸市北区中里町２丁目１番地の１　Ｃ―203号

再生債務者　河本政春こと　ＨＡ　ＪＵＮＧＣ　ＨＯＯＮ　河　政春

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月12日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再イ）第７号

宮崎県都城市高城町有水2273番地

再生債務者　米澤　良一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月14日　宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（再イ）第１１号

釧路市川北町４番28号

再生債務者　溝口　千晶

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月14日　　釧路地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第４４号

大阪府貝塚市堤１丁目27番14―105号

再生債務者　オークサーフこと　坂口　耕平

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月13日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

令和８年（再イ）第３２号

兵庫県姫路市別所町佐土852番地８

再生債務者　田中　正昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月13日　神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（再イ）第３７号

兵庫県加古川市尾上町池田1600番地　アメージングエステートⅠ―101号

再生債務者　宮沢　英紀

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　令和８年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和８年８月14日　神戸地方裁判所姫路支部

令和７年（再イ）第６９号
熊本市中央区本山町187番地１（804号）
再生債務者　主税　信之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月14日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再イ）第６６号
札幌市豊平区西岡５条３丁目３番18号
再生債務者　池田　幸司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月14日
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（再イ）第５７４号
東京都日野市万願寺６―39―１―406
再生債務者　松野　賢一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１０６号
東京都板橋区成増３―46―９
再生債務者　荻原　健一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１３９号
東京都足立区東綾瀬２―16―18―703
再生債務者　立山　幸輝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１５４号
東京都葛飾区立石８―21―５
再生債務者　梅澤　裕次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１１９号
大阪府摂津市南別府町９番２―1008号
再生債務者　平南　隆博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１２９号
大阪市港区弁天３丁目１番２―414号
再生債務者　川瀬　隼矢
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１６３号
大阪市阿倍野区旭町１丁目３番３―302号
再生債務者　橋本　佳奈
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第３０号
福岡県久留米市津福本町1693番地177　（前住所）北海道足寄郡足寄町北５条１丁目85番地　Ｂ棟102号
再生債務者　近藤　秀春
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月14日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和８年（再イ）第１５号
栃木県佐野市富岡町228番地16
再生債務者　船田　浩一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（再イ）第３１号
愛知県一宮市三条字今泉37番地７
再生債務者　関戸健一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月14日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（再イ）第２号
鹿児島県大島郡天城町大字天城587番地１
奄美大島信用金庫社宅302
再生債務者　國分　裕二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

令和８年（再イ）第３号
鹿児島県大島郡伊仙町大字糸木名722番地
再生債務者　國分　美穂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月13日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

令和８年（再イ）第１７号
愛知県一宮市猿海道１丁目７番２号
再生債務者　長村　侑一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月14日
名古屋地方裁判所一宮支部

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和８年８月27日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　吉岡　幹夫

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
常磐自動車道	茨城県つくばみらい市古川（つくばみらいスマートＩＣ）	新設工事	令和８年８月28日

裁決の公告

第一東京弁護士会が令和７年８月25日に告知した同会所属弁護士南澤文俊会員（登録番号29145）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、令和８年７月14日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は同年８月６日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

令和８年８月６日　日本弁護士連合会

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

静岡県清水警察署長
司法警察員警視　佐々木晴彦

令和７年第1860号盗品等保管被疑事件（令和８年16号）　１．普通乗用自動車（アウディ、黒色）１台。２．エンジンキー（アウディ、黒色）１本

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
札幌市白石区菊水元町二条一丁目一番五号
葵機電産業株式会社
代表清算人　関口　健一

解散公告

当社は、令和八年八月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
北海道帯広市西三条南九丁目二三番地
株式会社嘉藤農機
代表清算人　西尾　康宏

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
札幌市中央区南四条東三丁目一二番地
株式会社北浩塗料店
代表清算人　中村　守

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
青森県八戸市大字湊町字久保四三番地一五
有限会社湊食品市場
清算人　寺地　敬一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
青森県北津軽郡板柳町大字掛落林鶴ヶ池一〇番地一二
有限会社芦田建設
清算人　芦田　文明

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
宮城県仙台市青葉区あけぼの町八番一三―二〇三号
株式会社ノーザンベガ
代表清算人　花島　憲子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
福島県須賀川市栄町三〇一番地
有限会社桑名木材
清算人　桑名　勝也

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
福島県喜多方市塩川町小府根字蓮沼二六番地
特定非営利活動法人日中友好技術人材交流協会
代表清算人　中川　英夫

解散公告

当社は、令和八年七月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
埼玉県川越市大字大袋新田八四〇番地一三
株式会社スペースプランニングコトー
代表清算人　古藤　勉

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
埼玉県越谷市谷中町一丁目一五八番地二
有限会社ベストコーポレーション
代表清算人　橋爪　貴聴

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三番地大宮マルイ七階　株式会社埼玉こいずみ
代表清算人　小泉　和意

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
埼玉県さいたま市見沼区新堤七六番地一一
株式会社日昇住宅機器
代表清算人　野口　数馬

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
埼玉県川口市芝二丁目二二番六―二号
金辰株式会社
代表清算人　侯　金龍

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
埼玉県川越市大字的場二一六四番地二二レジェンドハイムナカノ二〇二号室
Ｓａｑｒ　Ｐｔｅ合同会社
清算人　チェン・グイクス

解散公告

当社は、令和八年七月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
東京都世田谷区太子堂四丁目一八番一五
マガザン三軒茶屋二　三Ｆ三　株式会社蔵
代表清算人　野阪　治雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日
東京都江戸川区松島二丁目三二番三号
合同会社ＬｉＭｏ
清算人　松井　ゆり

解散公告

当社は、令和八年八月十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年八月二十七日

東京都大田区山王二丁目一七番二〇号

ユニバーサル・インテリジェンス合同会社

代表清算人　髙城　正之

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九　株式会社浪江陸上養殖

代表清算人　竹之下航洋

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都文京区音羽一丁目二三番一二第一晃和堂ビル四二六号室　三和株式会社

代表清算人　王　紀媛

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年八月二十七日

東京都葛飾区鎌倉三丁目三九番一三号

綜合ファスナー有限会社

清算人　小泉　正次

解散公告

当社は、令和八年八月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都日野市南平二丁目五九番地の四一

アミタナインターナショナル合同会社

清算人　南雲　杏

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都江東区毛利二丁目七番九―三〇二号

有限会社アイ・エス・アイ

清算人　市川　幸子

解散公告

当社は、令和八年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都渋谷区渋谷四丁目二番二二号

株式会社テクニクス・イン・マネジメント・トランスファー

代表清算人　竹内　千賀

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年八月二十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ＮＩＨＯＮＢＡＳＨＩ一般社団法人

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年七月十七日に解散しました。

当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に、お申し出下さい。なお期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都西東京市下保谷三丁目一〇番九号

有限会社山﨑コーポレーション

清算人　山﨑　優

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都港区南青山三丁目三―三リビエラ南青山ビルＡ館四Ｆ

株式会社レイバーエンズ

代表清算人　山本　晃佑

解散公告

当社は、令和八年八月三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都北区滝野川四丁目一〇―一三―一階

東瑞合同会社

清算人　霍　超

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都国分寺市西元町一丁目一番三二号

有限会社西町薬局

清算人　北澤　昌明

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年七月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都町田市中町一丁目一〇番四―六〇一号

株式会社エスティーシージャパン

代表清算人　米山　昭

解散公告

当社は、令和八年八月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都江東区塩浜二丁目一六―四―三〇五

合同会社ＡｎｙＤｒｅａｍ

代表清算人　髙橋　孝宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都渋谷区神南一丁目一一番四号ＦＰＧリンクス神南五階

株式会社Ｏｐｔｙｓ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ

代表清算人　室伏　陽

解散公告

当社は、令和八年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

横浜市港南区港南台九丁目一九番一―一〇〇九号

有限会社システムアイ

清算人　市村　博

第４期決算公告

令和８年８月27日

栃木県宇都宮市駅前通り一丁目５番９号

ハウスコム関東株式会社

代表取締役　大髙　良介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	418,901
	固定資産	101,817
	合計	520,718
負債及び純資産の部	流動負債	434,485
	株主資本	86,233
	資本金	20,000
	資本剰余金	39,385
	資本準備金	39,385
	利益剰余金	26,848
	その他利益剰余金	26,848
	（うち当期純損失）	(505)
	合計	520,718

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

神奈川県海老名市東柏ケ谷四―二一―六

株式会社ＩＮＦＩＲｅａｃｈ

代表清算人　中村　優花

解散公告

当社は、令和八年八月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

神奈川県座間市ひばりが丘一丁目五三番一三号Ｋワンハウス一〇二号

桜モーターズ合同会社

清算人　コティカーベ　レスリー　アベーラタナ　ペレーラ

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

岐阜市問屋町一丁目五番地

有限会社ルノン

代表清算人　服部加代子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

愛知県海部郡大治町大字西條字笠見立三四番地の一

株式会社富士電装

代表清算人　山下　寛高

解散公告

当社は、令和八年七月二十三日開催の株主総会の決議により令和八年七月三十一日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

名古屋市中村区名駅三丁目一六番一〇号

一榮ビル一Ｆ

株式会社ＥＤＧＥ

代表清算人　菱田　正樹

解散公告

当社は、令和八年八月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

愛知県江南市布袋下山町北五三番地五

Ｂｅａｕｔ合同会社

清算人　満徳麻奈美

解散公告

当法人は、令和八年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

三重県鈴鹿市郡山町六六三番地二二二

一般社団法人鈴鹿大学スポーツアカデミー

代表清算人　竹田　昌平

解散公告

当法人は、令和八年七月三十一日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

滋賀県長浜市元浜町七番五号

特定非営利活動法人北びわ湖インバウンド協会

清算人　川﨑　隆弘

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

大阪府堺市中区福田一一八三番地一

一般社団法人みんなの福祉研究所

代表清算人　藤原　章彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

大阪府岸和田市土生町四―三―二―七〇一

有限会社アリモテック

清算人　有本　享三

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

兵庫県神戸市東灘区魚崎南町二丁目三―二―二〇四

合同会社Ａｋａｌａ

代表清算人　武村　亮

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

鳥取県米子市三旗町六番一号

有限会社ドラツグ・サンライフ

清算人　河津　美里

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

岡山県倉敷市向山二一三二番地三〇

愛武合同会社

清算人　陳　懐景

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

広島県福山市瀬戸町地頭分一三四三―二

株式会社製缶工業

代表清算人　矢野やよい

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

徳島県徳島市北田宮三丁目一一―三九

北摂メンテナンス株式会社

代表清算人　森　智也

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

香川県木田郡三木町大字下高岡二二八二番地四

有限会社第一無線サービス

清算人　丸山　博

第30期決算公告　令和8年8月27日

埼玉県富士見市鶴瀬東二丁目18番11号
マイシティビルディング201号

エスケイビル建材株式会社

代表取締役　山本　修平

貸借対照表の要旨（令和8年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	395,078
	固定資産	14,423
	合計	409,501
負債及び純資産の部	流動負債	116,734
	固定負債	6,098
	株主資本	286,668
	資本金	10,000
	利益剰余金	276,668
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	275,968
	（うち当期純利益）	(45,158)
	合計	409,501

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年八月二十七日

愛媛県大洲市若宮六七九番地五

有限会社マルヤマ

清算人　丸山　茂子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

福岡市中央区薬院三丁目一二番二二―一〇〇一号

合同会社ＨＲＫ

清算人　永利　裕子

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

福岡県久留米市六ツ門町二一番地二

合同会社華章

清算人　奥田　章子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

大分県佐伯市大字鶴望二九六一番地の一

松岡建築有限会社

清算人　松岡　一一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

鹿児島県出水市武本四五六五番地二

有限会社札元鉄工

清算人　札元　和男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

沖縄県浦添市字経塚六六七番地

有限会社ヘルパーステーションわかさ

清算人　平良　博利

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年八月二十六日開催の第五十二回定期大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

栃木県下野市下古山二二三七番地一

第一電子工業労働組合

清算人　松本　靖弘

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年七月十六日、診療所のすべてを廃止したことにより解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

横浜市都筑区牛久保一丁目二番九号メディコーポ都筑一〇二　医療法人社団日々希会

清算人　板橋　隆嗣

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議並びに岐阜県知事の認可により、令和八年七月二十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

岐阜市芥見五丁目二〇〇番地

医療法人社団麗峰会

清算人　丹羽　利廣

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年六月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

愛知県江南市古知野町塔塚一三二番地

光圓寺

清算人　船戸　昭善

解散公告（第二回）

当土地改良区は、令和八年七月十四日兵庫県知事の認可により解散しましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

兵庫県揖保郡太子町岩見構三七三番地

岩見の里土地改良区

代表清算人　下村　正文

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月二十三日、福島地方裁判所会津若松支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

福島県耶麻郡猪苗代町字新町四九三九番地

宗教法人扶桑教竹駒稲荷教會

清算人　弁護士　田代　圭

連絡先　福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル　会津鶴城法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年七月二日前橋地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

群馬県伊勢崎市錦町三一番地の一

宗教法人正法教会

清算人　並木　駿介

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月三十日福岡地方裁判所飯塚支部の解散命令の確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十七日

福岡県嘉麻市漆生七六四番地

宗教法人地藏院

清算人　弁護士　枡田　晃久

連絡先　福岡県飯塚市立岩一四三一―一　枡田法律事務所

第二十一期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

（単位・円）

資産の部

九、二三四、五三二

負債及び正味財産の部

（単位・円）

負債の部

二、三五〇、五二六

正味財産の部

六、八八四、〇〇六

負債及び正味財産の部

九、二三四、五三二

令和八年八月二十七日

東京都北区王子二―三〇―四―三〇一

特定非営利活動法人厚銀舎

代表理事　黒宮　利雄

第26期決算公告

令和８年８月27日

東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12Ｆ

ソフォス株式会社

代表取締役　足立　達矢

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,398,617	流動負債	14,080,414
固定資産	35,151	株主資本	4,732,911
その他の資産	3,707,558	資本金	71,550
		資本剰余金	3,601,135
		資本準備金	71,550
		その他資本剰余金	3,529,585
		利益剰余金	1,060,227
		その他利益剰余金	1,060,227
		（うち当期純利益）	（185,330）
資産合計	6,141,326	負債・純資産合計	6,141,326

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市中梵天七三番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齋藤百合子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

秋田県由利本荘市御門二六五番地一　工藤司法書士事務所

相続財産清算人　司法書士　工藤　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県朝霞市北原一丁目一番、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区寿能町二丁目三四七番地Ｇｅｍｉｎｏｓ二〇一号室　被相続人　亡　山口　凜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四―二一〇　鈴木ビル四階埼玉第一法律事務所

相続財産清算人　弁護士　茂呂　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市川口四丁目二二九番地、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字露梨子四五八番地五　被相続人　亡　神戸　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

埼玉県熊谷市宮町一丁目三二番地林法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高橋　和久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区佐比江町一三番地二一、最後の住所東京都江東区有明一丁目四番一一―一九〇二号　被相続人　亡　山田　晋平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都港区赤坂四丁目九番一七号赤坂第一ビル一二階　弁護士法人北村・加藤・佐野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　佐野　周造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区東陽三丁目五番地、最後の住所東京都江東区東陽三丁目一〇番一〇号　被相続人　亡　岩井　一宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

東京都千代田区内神田一丁目一二番一三号第一内神田ビル四階橋本・高木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中村　裕也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県三豊市仁尾町仁尾己四六八番地、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市赤羽根二六四七番地　被相続人　亡　井下ユキ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

横浜市中区常盤町一丁目一番地宮下ビル五階　相続財産清算人　弁護士　杉村　文規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区西脇三八九番地六、最後の住所静岡県静岡市駿河区西脇三八九番地の六　被相続人　亡　高平　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

静岡県静岡市駿河区中田一―五―一　ブラウンブリックビル二Ｄ　増田靖法律事務所

相続財産清算人　弁護士　増田　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市川成新町三六番地、最後の住所静岡県富士市川成新町三六番地セジュール未来一〇三号　被相続人　亡　大野　隆史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

静岡県富士市伝法二八七八番地の二〇弁護士法人杉山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　杉山　祥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多市八幡字笹廻間一二番地六六三、最後の住所愛知県知多市八幡字笹廻間一二番地の六六三　被相続人　亡　小川佐奈恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

愛知県半田市宮本町三丁目二一七番地二一　セントラルビル二階二〇三号室弁護士法人半田みなと法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中島　康雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市東区大美野一四五番地四、最後の住所堺市北区百舌鳥赤畑町二丁七三番地二三国ヶ丘スカイハイツ四〇三号　被相続人　亡　盛田弘枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

大阪市中央区道修町一丁目六番七号ＪＭＦビル北浜０１　九階　相続財産清算人　弁護士　宇都宮一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市中村上小姓町五八番地、最後の住所高知県四万十市右山一九七三番地二白藤園　被相続人　亡　大下　美恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

大阪府高石市羽衣一丁目一〇番一九号　相続財産清算人　司法書士　川口真喜子

第36期決算公告

令和８年６月30日
東京都千代田区神田駿河台四丁目２番地
株式会社ＴＣＳ
代表取締役社長　野嶋　正道

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,673,390
	固定資産	2,569,630
	合計	6,243,021
負債及び純資産の部	流動負債	1,544,926
	固定負債	152,730
	株主資本	4,545,364
	資本金	100,000
	利益剰余金	4,445,364
	利益準備金	12,906
	その他利益剰余金	4,432,457
	（うち当期純利益）	(266,136)
	合計	6,243,021

第４期決算公告

令和８年８月27日
千葉市中央区富士見一丁目２番11号
ハウスコム千葉株式会社
代表取締役　岸　善吉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	440,640
	固定資産	128,207
	合計	568,847
負債及び純資産の部	流動負債	489,715
	株主資本	79,132
	資本金	20,000
	資本剰余金	27,816
	資本準備金	27,816
	利益剰余金	31,315
	その他利益剰余金	31,315
	（うち当期純利益）	(4,773)
	合計	568,847

第４期決算公告

令和８年８月27日
さいたま市大宮区桜木町一丁目１番地４
ハウスコム埼玉株式会社
代表取締役　板坂　亘洋

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	648,228
	固定資産	164,894
	合計	813,123
負債及び純資産の部	流動負債	709,828
	株主資本	103,295
	資本金	20,000
	資本剰余金	31,683
	資本準備金	31,683
	利益剰余金	51,611
	その他利益剰余金	51,611
	（うち当期純利益）	(6,940)
	合計	813,123

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市元町九七番地、最後の住所兵庫県姫路市東今宿三丁目二番三四―一〇八号クリーンピア東今宿

被相続人　亡　水田　　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二　弁護士法人藤田・川崎法律事務所

相続財産清算人　弁護士　上月　　祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区西川口町三番、最後の住所広島市中区光南三丁目一一番二七号

被相続人　亡　伊丹　丹治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十九日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

広島市中区堺町一―五―一〇フローラル茶柱三〇二井上法律事務所

相続財産清算人　弁護士　井上　雅文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市間崎九五〇番地、最後の住所高知県四万十市間崎九五〇番地

被相続人　亡　刈谷　美香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

高知県四万十市古津賀三丁目一〇四番地　相続財産清算人　司法書士　山沖　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市桜井町二丁目一二三番地、最後の住所高知市神田一一八九番地一〇

被相続人　亡　恒光喜美江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

事務所高知市越前町二丁目一二番五号　相続財産清算人　司法書士　細田　　長司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県諫早市飯盛町池下二八五番地ロ、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　菊川　豊美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

長崎県長崎市戸石町五〇〇番地六一四　相続財産清算人　司法書士　川端　辰長

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県南九州市川辺町清水九五八七番地、最後の住所鹿児島県南さつま市加世田高橋二一九〇番地　被相続人　亡　内倉　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十七日

鹿児島県鹿児島市城山町六番一六号　相続財産清算人　弁護士　保澤　　享平

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　京都市南区西九条御幸田町一三番五

二　供託所　京都地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第一七六三号

四　供託金額　一、九六〇、〇〇〇円

五　裁判所　京都地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第二七号

令和八年八月二十七日

京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町六五九　烏丸中央ビル八階　四条法律事務所

所有者不明土地管理人　弁護士　若宮　隆幸

第４期決算公告

令和８年８月27日

東京都港区港南二丁目16番１号

ハウスコムコミュニケーションズ株式会社

代表取締役　阿部　佑介

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	499,788
	固定資産	19,623
	合計	519,412
負債及び純資産の部	流動負債	495,547
	株主資本	23,865
	資本金	20,000
	資本剰余金	2,535
	資本準備金	2,535
	利益剰余金	1,329
	その他利益剰余金	1,329
	（うち当期純損失）	(25,605)
	合計	519,412

第４期決算公告

令和８年８月27日

東京都港区港南二丁目16番１号

ハウスコムテクノロジーズ株式会社

代表取締役　髙橋　浩二

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,184,331
	固定資産	170
	合計	1,184,502
負債及び純資産の部	流動負債	841,852
	固定負債	831
	株主資本	341,817
	資本金	45,000
	利益剰余金	296,817
	その他利益剰余金	296,817
	（うち当期純損失）	(32,223)
	合計	1,184,502

第４期決算公告

令和８年８月27日

東京都立川市曙町二丁目13番１号

ハウスコム西東京株式会社

代表取締役　篠崎　勇二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	381,221
	固定資産	210,194
	合計	591,415
負債及び純資産の部	流動負債	483,428
	株主資本	107,986
	資本金	20,000
	資本剰余金	32,405
	資本準備金	32,405
	利益剰余金	55,581
	その他利益剰余金	55,581
	（うち当期純利益）	(25,501)
	合計	591,415

第４期決算公告

令和８年８月27日

東京都豊島区西池袋一丁目19番６号

ハウスコム東東京株式会社

代表取締役　多賀谷正弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	300,229
	固定資産	148,682
	合計	448,911
負債及び純資産の部	流動負債	386,599
	株主資本	62,312
	資本金	20,000
	資本剰余金	31,736
	資本準備金	31,736
	利益剰余金	10,575
	その他利益剰余金	10,575
	（うち当期純利益）	(6,466)
	合計	448,911

第４期決算公告

令和８年８月27日

神奈川県藤沢市湘南台一丁目２番地５

ハウスコム西神奈川株式会社

代表取締役　小栗　隆夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	411,748
	固定資産	125,830
	合計	537,579
負債及び純資産の部	流動負債	454,014
	株主資本	83,565
	資本金	20,000
	資本剰余金	36,080
	資本準備金	36,080
	利益剰余金	27,485
	その他利益剰余金	27,485
	（うち当期純利益）	(6,218)
	合計	537,579

第23期決算公告

令和８年６月30日

東京都北区浮間一丁目２番27号

株式会社Ｄ―ｐｒｏｃｅｓｓ

代表取締役社長　西畑　善博

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	911
	固定資産	1,205
	合計	2,117
負債及び純資産の部	流動負債	443
	固定負債	643
	株主資本	1,030
	資本金	70
	利益剰余金	960
	その他利益剰余金	960
	（うち当期純利益）	(46)
	合計	2,117

第４期決算公告

令和８年８月27日
静岡市駿河区南町10番５号
ハウスコム静岡株式会社
代表取締役　福原健太朗

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	354,691
	固定資産	107,576
	合計	462,268
負債及び純資産の部	流動負債	401,087
	株主資本	61,180
	資本金	20,000
	資本剰余金	25,494
	資本準備金	25,494
	利益剰余金	15,685
	その他利益剰余金	15,685
	（うち当期純損失）	(7,334)
	合計	462,268

第10期決算公告

令和８年６月30日
山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原1360番地
株式会社コイケ
代表取締役社長　西畑　善博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,415
	固定資産	11,621
	合計	16,036
負債及び純資産の部	流動負債	4,657
	固定負債	5,027
	株主資本	6,347
	資本金	310
	資本剰余金	11,690
	利益剰余金	△5,652
	その他利益剰余金	△5,652
	（うち当期純損失）	(9,268)
	評価・換算差額等	4
	合計	16,036

第４期決算公告

令和８年８月27日
横浜市西区南幸二丁目20番２号
ハウスコム東神奈川株式会社
代表取締役　清野　正人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	482,226
	固定資産	148,077
	合計	630,304
負債及び純資産の部	流動負債	542,397
	株主資本	87,906
	資本金	20,000
	資本剰余金	22,272
	資本準備金	22,272
	利益剰余金	45,634
	その他利益剰余金	45,634
	（うち当期純利益）	(6,807)
	合計	630,304

第48期決算公告

令和８年６月26日
大阪市西区江戸堀１丁目26番20号
株式会社阪神ｅテック
代表取締役　広瀬　鉄夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	158,189
	固定資産	18,535
	合計	176,725
負債及び純資産の部	流動負債	14,495
	（うち賞与引当金）	(3,906)
	固定負債	12,472
	退職給付引当金	12,472
	株主資本	149,757
	資本金	10,000
	利益剰余金	139,757
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	137,257
	（うち当期純利益）	(15,796)
	合計	176,725

第23期決算公告

令和８年８月27日
三重県亀山市白木町字砂子249番５
トランスシティロジワークス三重株式会社
代表取締役　森　紳輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	125,289
	固定資産	31,438
	資産合計	156,728
負債及び純資産の部	流動負債	29,725
	負債合計	29,725
	株主資本	127,002
	資本金	20,000
	利益剰余金	107,002
	その他利益剰余金	107,002
	（うち当期純利益）	(2,436)
	純資産合計	127,002
	負債・純資産合計	156,728

第４期決算公告

令和８年８月27日
名古屋市西区花の木三丁目15番11号
ハウスコム東海株式会社
代表取締役　川﨑　正範

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	559,836
	固定資産	226,342
	合計	786,179
負債及び純資産の部	流動負債	693,896
	株主資本	92,282
	資本金	20,000
	資本剰余金	56,293
	資本準備金	56,293
	利益剰余金	15,989
	その他利益剰余金	15,989
	（うち当期純損失）	(4,840)
	合計	786,179

第35期決算公告

令和８年８月26日
兵庫県尼崎市長洲東通一丁目２番40号
近畿電気システム株式会社
代表取締役社長　神本　広文

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	844,518
	固定資産	500,059
	合計	1,344,577
負債及び純資産の部	流動負債	428,126
	固定負債	11,634
	株主資本	904,816
	資本金	20,000
	利益剰余金	897,816
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	885,316
	（うち当期純利益）	(62,904)
	自己株式	△ 13,000
	合計	1,344,577

第30期決算公告

令和８年８月27日
大阪市淀川区西中島五丁目14番10号
大阪ハウスコム株式会社
代表取締役　山城　昌彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	261,697
	固定資産	252,504
	合計	514,201
負債及び純資産の部	流動負債	217,210
	固定負債	37,494
	株主資本	259,495
	資本金	50,000
	資本剰余金	38,000
	資本準備金	38,000
	利益剰余金	171,495
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	170,495
	（うち当期純損失）	(5,815)
	合計	514,201

第５期決算公告

令和８年８月27日
大阪市中央区平野町二丁目１番２号
沢の鶴ビル
株式会社ＡＩＢＡＳ
代表取締役　辻村　隆

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	134,521
	固定資産	32,429
	資産合計	166,950
負債及び純資産の部	流動負債	44,592
	固定負債	51,683
	負債合計	96,275
	株主資本	70,675
	資本金	10,000
	利益剰余金	60,675
	その他利益剰余金	60,675
	（うち当期純利益）	(2,068)
	純資産合計	70,675
	負債・純資産合計	166,950

第２期決算公告

2026年６月29日
福岡市博多区吉塚本町13番27号
株式会社ＪＲ九州の仲介
代表取締役社長　吉満啓一郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	26,484
	固定資産	1,495
	資産合計	27,979
負債及び純資産の部	流動負債	14,907
	固定負債	59
	負債合計	14,966
	株主資本	13,012
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,012
	その他利益剰余金	3,012
	（うち当期純利益）	(1,204)
	純資産合計	13,012
	負債・純資産合計	27,979

第３期決算公告

令和８年６月８日
高知県南国市蛍が丘１丁目１番地２
南国オフィスパークセンター別棟206号
双日土佐農人株式会社
代表取締役　小林福太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,300
	固定資産	42,640
	資産合計	85,970
負債及び純資産の部	流動負債	37,093
	固定負債	80,720
	株主資本	△31,843
	資本金	10,000
	利益剰余金	△41,843
	その他利益剰余金	△41,843
	（うち当期純損失）	(23,994)
	負債・純資産合計	85,970

第63期決算公告

令和８年８月27日
香川県高松市今里町一丁目３番地７
オール印刷株式会社
代表取締役　清水　具代

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	185,743
	固定資産	140,437
	合計	326,181
負債及び純資産の部	流動負債	7,523
	固定負債	3,431
	株主資本	315,225
	資本金	30,000
	利益剰余金	285,225
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	277,725
	（うち当期純利益）	(14,485)
	合計	326,181

第４期決算公告

令和８年８月27日
沖縄県那覇市安謝二丁目３番３号
琉球ハウスコム株式会社
代表清算人　吉川　浩平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,864
	固定資産	17,733
	合計	42,597
負純資債及産のび部	流動負債	20,542
	株主資本	22,054
	資本金	20,000
	資本剰余金	2,567
	資本準備金	2,567
	利益剰余金	△512
	その他利益剰余金	△512
	（うち当期純利益）	(1,709)
	合計	42,597

第４期決算公告

令和８年６月26日
鹿児島市西千石町11番25号
株式会社セゾンビジネスサポート
代表取締役　矢内　隆介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,022
	固定資産	4,097
	合計	56,119
負純資債及産のび部	流動負債	15,932
	（うち賞与引当金）	(981)
	株主資本	40,186
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△19,813
	その他利益剰余金	△19,813
	（うち当期純利益）	(10,369)
	合計	56,119

第73期決算公告

令和８年７月27日
福岡県福岡市博多区大博町６番16号
相互運輸株式会社
代表取締役　八尋　由紀

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,706
	固定資産	1,651
	繰延資産	2
	資産合計	3,359
負純資債及産のび部	流動負債	528
	固定負債	579
	株主資本	2,252
	資本金	30
	利益剰余金	2,222
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	2,214
	（うち当期純利益）	(56)
	負債・純資産合計	3,359

第12期決算公告

令和８年８月26日
東京都千代田区大手町二丁目１番１号
株式会社毎日コムネットグリーン電力
代表取締役　西　　孝行

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	349,317
	固定資産	1,433,621
	合計	1,782,938
負純資債及産のび部	流動負債	257,806
	固定負債	695,556
	株主資本	829,575
	資本金	100,000
	利益剰余金	729,575
	その他利益剰余金	729,575
	（うち当期純利益）	(70,893)
	合計	1,782,938

第24期決算公告

令和８年８月26日
東京都千代田区大手町二丁目１番１号
株式会社毎日コムネットレジデンシャル
代表取締役　山下　敬司

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,695,792
	固定資産	20,388
	合計	1,716,180
負純資債及産のび部	流動負債	72,781
	賞与引当金	9,830
	株主資本	1,643,398
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,543,398
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,518,398
	（うち当期純利益）	(197,404)
	合計	1,716,180

第38期決算公告

令和８年６月15日
岩手県釜石市港町二丁目１番１号
釜石グレーンセンター株式会社
代表取締役社長　徳永　朋彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	637,029
	固定資産	536,647
	資産合計	1,173,677
負純資債及産のび部	流動負債	107,748
	固定負債	139,733
	株主資本	926,195
	資本金	400,000
	利益剰余金	526,195
	利益準備金	90,873
	その他利益剰余金	435,321
	（うち当期純利益）	(88,694)
	負債・純資産合計	1,173,677

第36期決算公告

令和８年８月27日
東京都港区虎ノ門２丁目１番１号
商船三井ビル
摂津マリン株式会社
代表取締役　梯　　浩之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	92,443
	資産合計	92,443
負純資債及産のび部	流動負債	215
	負債合計	215
	株主資本	92,228
	資本金	85,000
	利益剰余金	7,228
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	2,228
	（うち当期純利益）	(3)
	純資産合計	92,228
	負債・純資産合計	92,443

第14期決算公告

2026年８月27日
東京都港区芝五丁目29番19号
在住ビジネス株式会社
代表取締役　馬込　恭多

貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,461
	固定資産	75
	合計	1,536
負純資債及産のび部	流動負債	568
	固定負債	—
	株主資本	968
	資本金	50
	資本剰余金	—
	（資本準備金）	(—)
	利益剰余金	918
	（利益準備金）	(12)
	（その他利益剰余金）	(905)
	合計	1,536

注）当期純利益は242百万円です。

第16期決算公告

令和８年７月24日
東京都千代田区鍛冶町２－２－２
株式会社ワークス・ジャパン
代表取締役　清水信一郎

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,710,751
	固定資産	889,855
	資産合計	2,600,606
負純資債及産のび部	流動負債	599,943
	（賞与引当金）	(77,000)
	固定負債	—
	株主資本	2,000,663
	資本金	112,500
	資本剰余金	62,500
	資本準備金	62,500
	利益剰余金	1,825,663
	その他利益剰余金	1,825,663
	（うち当期純利益）	(143,183)
	負債・純資産合計	2,600,606

第37期決算公告

令和８年６月１日
東京都墨田区江東橋１丁目４番７号
株式会社エム・ディ・インスツルメンツ
代表取締役　山中　通三

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,265
	固定資産	194
	資産合計	1,459
負純資債及産のび部	流動負債	452
	固定負債	79
	株主資本	928
	資本金	20
	利益剰余金	908
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	903
	（うち当期純利益）	(12)
	負債・純資産合計	1,459

第７期決算公告

令和８年８月27日
東京都港区浜松町二丁目４番１号
さくらオーシャン株式会社
代表取締役　中部　　隆

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,367
	資産合計	2,367
負純資債及産のび部	流動負債	11,429
	株主資本	△9,062
	資本金	3,000
	利益剰余金	△12,062
	その他利益剰余金	△12,062
	（うち当期純損失）	(11,430)
	負債・純資産合計	2,367

第24期決算公告

令和８年５月15日
東京都千代田区永田町一丁目11番28号
株式会社日本情報調査
代表取締役　平石　典久

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	661,195
	固定資産	57,717
	資産合計	718,913
負純資債及産のび部	流動負債	13,268
	株主資本	705,644
	資本金	10,000
	利益剰余金	695,644
	その他利益剰余金	695,644
	（うち当期純利益）	(86,575)
	負債・純資産合計	718,913

第７期決算公告　令和８年８月27日
東京都港区三田一丁目４番１号
株式会社アットウィキ
代表取締役　冬野　和政
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	246,143
	固定資産	640
	合計	246,783
負純資債産及のび部	流動負債	10,187
	賞与引当金	711
	その他	9,476
	株主資本	236,596
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	36,596
	その他利益剰余金	36,596
	（うち当期純利益）	(20,616)
	合計	246,783

第５期決算公告　令和８年８月27日
東京都港区三田一丁目４番１号
株式会社ＧａｍｅＷｉｔｈ ＮＦＴ
代表取締役　奥田　大介
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,220
	固定資産	179,523
	合計	236,744
負純資債産及のび部	流動負債	196,527
	株主資本	40,216
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△19,783
	その他利益剰余金	△19,783
	（うち当期純利益）	(2,275)
	合計	236,744

第５期決算公告　令和８年８月27日
東京都港区三田一丁目４番１号
株式会社GameWith Contents Studio
代表取締役　矢崎　高広
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	132,959
	固定資産	7,716
	合計	140,675
負純資債産及のび部	流動負債	97,573
	賞与引当金	20,244
	その他	77,329
	株主資本	43,101
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	23,101
	その他利益剰余金	23,101
	（うち当期純利益）	(1,138)
	合計	140,675

第８期決算公告　令和８年８月27日
東京都千代田区富士見１－６－１
富士見ビル７階
株式会社
KADOKAWA Global Marketing
代表取締役社長　張　　金
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	221,713
	固定資産	19,616
	合計	241,329
負純資債産及のび部	流動負債	58,515
	固定負債	2,286
	株主資本	180,528
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	利益剰余金	30,528
	その他利益剰余金	30,528
	（うち当期純利益）	(51,126)
	合計	241,329

第29期決算公告　令和８年６月19日
東京都中央区八重洲２丁目２－１
株式会社テイク・グッド・ケア
代表取締役　齊藤　孝一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	53,075,763
	固定資産	17,174,292
	有形固定資産	630,292
	無形固定資産	16,544,000
	資産合計	70,250,055
負純資債産及のび部	流動負債	31,067,767
	株主資本	39,182,288
	資本金	75,084,000
	利益剰余金	△35,901,712
	利益準備金	132,600
	その他利益剰余金	△36,034,312
	（うち当期純損失）	(1,678,542)
	負債・純資産合計	70,250,055

第11期決算公告　令和８年８月27日
東京都港区三田一丁目４番１号
株式会社ＤｅｔｏｎａｔｉｏＮ
代表取締役　今泉　卓也
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	305,027
	固定資産	12,922
	合計	317,949
負純資債産及のび部	流動負債	222,240
	賞与引当金	1,449
	固定負債	460,800
	株主資本	△365,090
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,700
	資本準備金	2,700
	利益剰余金	△377,790
	その他利益剰余金	△377,790
	（うち当期純損失）	(2,185)
	合計	317,949

第21期決算公告　2026年８月27日
東京都港区高輪三丁目19番26号
タマファイナンス株式会社
代表取締役社長　安達　正治
貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	975
	固定資産	7
	合計	982
負純資債産及のび部	流動負債	602
	固定負債	—
	株主資本	380
	資本金	50
	資本剰余金	40
	（資本準備金）	(40)
	利益剰余金	290
	（その他利益剰余金）	(290)
	合計	982

㈱　当期純損失は0百万円です。

第57期決算公告　2026年８月27日
東京都港区三田三丁目３番８号
タマリビング株式会社
代表取締役　杉本　真人
貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,424
	固定資産	157
	合計	3,581
負純資債産及のび部	流動負債	1,135
	固定負債	—
	株主資本	2,444
	資本金	15
	資本剰余金	—
	利益剰余金	2,429
	（利益準備金）	(5)
	（その他利益剰余金）	(2,424)
	評価・換算差額等	0
	合計	3,581

㈱　当期純利益は214百万円です。

第９期決算公告　2026年８月27日
東京都港区高輪三丁目22番９号
ＴＨオートリース株式会社
代表取締役　杉山　彰子
貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	184
	固定資産	7
	合計	192
負純資債産及のび部	流動負債	29
	固定負債	5
	株主資本	158
	資本金	30
	資本剰余金	—
	利益剰余金	128
	（利益準備金）	(7)
	（その他利益剰余金）	(120)
	合計	192

㈱　当期純利益は26百万円です。

第17期決算公告　令和８年８月20日
東京都中央区銀座一丁目７番３号
株式会社フードコスメ
代表取締役　飯田　悠起
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	454,000
	固定資産	16,104
	資産合計	470,104
負純資債産及のび部	流動負債	386,220
	固定負債	464,676
	株主資本	△380,792
	資本金	45,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△440,792
	その他利益剰余金	△440,792
	（うち当期純損失）	(25,414)
	負債・純資産合計	470,104

第 26 期 決 算 公 告
令和８年８月27日
東京都港区南青山三丁目１番31号
株式会社ＥＲＩソリューション
代表取締役　山田　富治
貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	508,439
	固定資産	111,423
	資産合計	619,862
負純資債産及のび部	流動負債	230,221
	固定負債	7,006
	株主資本	382,634
	資本金	80,000
	利益剰余金	302,634
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	282,634
	（うち当期純利益）	(156,272)
	負債・純資産合計	619,862

第24期決算公告　2026年８月27日
東京都港区高輪三丁目19番26号
タマ・アド株式会社
代表取締役　八谷　信彦
貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,394
	固定資産	42
	合計	2,436
負純資債産及のび部	流動負債	596
	固定負債	—
	株主資本	1,840
	資本金	80
	資本剰余金	59
	（資本準備金）	(59)
	利益剰余金	1,701
	（利益準備金）	(5)
	（その他利益剰余金）	(1,696)
	合計	2,436

㈱　当期純利益は147百万円です。

第48期決算公告

令和８年８月27日

埼玉県久喜市河原井町30番地

安田興産株式会社

代表取締役　岡山　将彦

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	403,151
	固定資産	969,700
	資産合計	1,372,851
負債及び純資産の部	流動負債	430,473
	固定負債	507,887
	株主資本	434,491
	資本金	52,000
	利益剰余金	412,491
	その他利益剰余金	412,491
	（うち当期純利益）	(113,700)
	自己株式	△30,000
	負債・純資産合計	1,372,851

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百万円減少し、三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

埼玉県久喜市河原井町三〇番地

安田興産株式会社

代表取締役　岡山　将彦

第51期決算公告

2026年８月６日

東京都千代田区九段南三丁目７番７号

防災工業株式会社

代表取締役社長　村上　孝則

貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	144
	固定資産	179
	合計	323
負債及び純資産の部	流動負債	46
	固定負債	0
	株主資本	277
	資本金	10
	利益剰余金	267
	利益準備金	3
	別途積立金	40
	その他利益剰余金	224
	（うち当期純利益）	(12)
	合計	323

最終貸借対照表

令和８年８月27日

東京都港区赤坂四丁目８番19号

株式会社オーガナイザー

代表取締役　加賀　正樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	87,862
	固定資産	763,200
	合計	851,062
負債及び純資産の部	流動負債	41,755
	固定負債	796,190
	株主資本	13,116
	資本金	3,000
	利益剰余金	10,116
	その他利益剰余金	10,116
	（うち当期純利益）	(3,463)
	合計	851,062

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一万五千円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月二十八日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

東京都港区赤坂四丁目八番一九号

株式会社オーガナイザー

代表取締役　加賀　正樹

第41期決算公告

令和８年６月29日

東京都中央区日本橋兜町15番６号

株式会社アルファー・コミュニケーションズ

代表取締役　上見　弥

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	184,358
	固定資産	249,559
	合計	433,917
負債及び純資産の部	流動負債	97,363
	賞与引当金	21,370
	固定負債	7,600
	株主資本	328,954
	資本金	30,000
	利益剰余金	298,954
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	291,454
	（うち当期純利益）	(8,683)
	合計	433,917

第86期決算公告

令和８年８月27日

岐阜市宇佐南二丁目３番８号

濃尾産業株式会社

代表取締役　中島　清逸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	754,061
	固定資産	2,294,303
	合計	3,048,364
負債及び純資産の部	流動負債	18,035
	固定負債	694,933
	（退職給付引当金）	(154,046)
	（修繕引当金）	(100,000)
	株主資本	2,335,396
	資本金	12,000
	利益剰余金	2,323,396
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	2,316,396
	（うち当期純利益）	(1,377,255)
	合計	3,048,364

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年八月十九日を効力発生日とする株式会社濃尾プロパティーとの株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

岐阜市宇佐南二丁目三番八号

濃尾産業株式会社

代表取締役　中島　清逸

第９期決算公告

令和８年８月27日

東京都新宿区西新宿六丁目18番１号

株式会社助太刀キャリア

代表取締役　我妻　陽一

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	40,747
	固定資産	696
	合計	41,443
負債及び純資産の部	流動負債	4,119
	固定負債	—
	株主資本	37,323
	資本金	8,800
	利益剰余金	28,523
	その他利益剰余金	28,523
	（うち当期純利益）	(5,608)
	合計	41,443

第56期決算公告

令和８年８月27日

岐阜市宇佐南二丁目３番８号

濃尾電機株式会社

代表取締役　中島　浩貴

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,535,566
	固定資産	251,729
	合計	3,787,295
負債及び純資産の部	流動負債	2,473,818
	（賞与引当金）	(121,300)
	固定負債	554,000
	（退職給付引当金）	(554,000)
	株主資本	759,477
	資本金	45,000
	利益剰余金	714,477
	利益準備金	13,500
	その他利益剰余金	700,977
	（うち当期純利益）	(328,124)
	合計	3,787,295

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年九月一日を効力発生日とする株式会社濃尾プロパティー、株式会社濃尾エンジニアリング及び濃尾機電株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

岐阜市宇佐南二丁目三番八号

濃尾電機株式会社

代表取締役　中島　浩貴

第95期決算公告

令和８年８月27日

神戸市中央区港島南町３丁目２番12号

鈴木薄荷株式会社

代表取締役　髙畑　新一

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,013,509
	固定資産	2,422,844
	合計	4,436,353
負債及び純資産の部	流動負債	486,971
	固定負債	1,635,015
	退職給付引当金	32,334
	役員退職慰労引当金	19,382
	株主資本	2,314,367
	資本金	11,000
	利益剰余金	2,303,367
	利益準備金	2,750
	その他利益剰余金	2,300,617
	（うち当期純利益）	(252,755)
	合計	4,436,353

第15期決算公告

2026年８月27日
福岡県大牟田市健老町461番地
株式会社九州新エネルギー機構
代表取締役　西堀　祐介

貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	675
	固定資産	1,179
	合計	1,854
負債及び純資産の部	流動負債	32
	株主資本	1,821
	資本金	400
	資本剰余金	300
	（資本準備金）	(300)
	利益剰余金	1,121
	（その他利益剰余金）	(1,121)
	合計	1,854

㈱　当期純利益は163百万円です。

第16期決算公告

令和８年８月27日
名古屋市西区名駅二丁目４番３号
株式会社陽光国際商会
代表取締役　馬　　潤波

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,967
	固定資産	4,007
	合計	15,974
負債及び純資産の部	流動負債	1,287
	固定負債	8,530
	株主資本	6,157
	資本金	12,000
	利益剰余金	△5,842
	その他利益剰余金	△5,842
	（うち当期純損失）	(548)
	合計	15,974

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日
名古屋市西区名駅二丁目四番三号
株式会社陽光国際商会
代表取締役　馬　潤波

第17期決算公告

2026年８月27日
福岡県筑後市大字久富1370番地５
タマアグリ株式会社
代表取締役　野田　　忠

貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	429
	固定資産	13
	合計	442
負債及び純資産の部	流動負債	439
	固定負債	80
	株主資本	△78
	資本金	40
	資本剰余金	—
	利益剰余金	△118
	（その他利益剰余金）	(△118)
	合計	442

㈱　当期純利益は25百万円です。

第45期決算公告

令和８年８月27日
京都市中京区西ノ京馬代町２番地の４
栗栖株式会社
代表取締役　栗栖　正博

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,986,384
	固定資産	13,417,697
	合計	30,404,081
負債及び純資産の部	流動負債	2,811,360
	株主資本	27,592,721
	資本金	23,000,000
	利益剰余金	4,592,721
	その他利益剰余金	4,592,721
	（うち当期純損失）	(736,850)
	合計	30,404,081

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日
京都市中京区西ノ京馬代町二番地の四
（甲）栗栖株式会社
代表取締役　栗栖　正博
京都市中京区西ノ京馬代町二番地の四
（乙）Ｔ．Ｋ．ホールディングス合同会社
代表社員　株式会社たん熊北店
職務執行者　栗栖　正博

第６期決算公告

令和８年８月27日
沖縄県国頭郡恩納村字谷茶1919番地１
ＥＦ　Ｐｏｌｙｍｅｒ株式会社
代表取締役　ガルジャールナラヤンラル

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,950,304,591
	固定資産	666,985,887
	資産合計	2,617,290,478
負債及び純資産の部	流動負債	151,360,377
	固定負債	50,000,000
	株主資本	2,296,637,434
	資本金	40,000,000
	資本剰余金	2,871,690,080
	資本準備金	2,871,690,080
	利益剰余金	△615,052,646
	その他利益剰余金	△615,052,646
	（うち当期純損失）	(615,052,646)
	新株予約権	119,292,667
	負債・純資産合計	2,617,290,478

第53期決算公告

令和８年８月27日
大阪府富田林市中野町東二丁目５番43号
株式会社西日本ホールディングス
代表取締役　山口　貴裕

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	50
	固定資産	997
	繰延資産	2
	合計	1,049
負債及び純資産の部	流動負債	43
	固定負債	510
	株主資本	496
	資本金	10
	利益剰余金	486
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	485
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	1,049

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日
大阪府富田林市中野町東二丁目五番四三号
（甲）株式会社西日本ホールディングス
代表取締役　山口　貴裕
大分県佐伯市東町一四番一号
（乙）東海産業合同会社
代表社員　株式会社西日本ホールディングス
職務執行者　山口　貴裕

第７期決算公告

令和８年８月27日
東京都新宿区荒木町５番地７
一般社団法人
医療・健康データサイエンス推進機構
代表理事　平川　晃弘

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,243,385
	合計	24,243,385
負債及び純資産の部	流動負債	789,433
	負債合計	789,433
	株主資本	23,453,952
	利益剰余金	23,453,952
	純資産合計	23,453,952
	合計	24,243,385

第22期決算公告

令和８年８月27日
大阪市浪速区元町一丁目２番17号
株式会社ダイセイワールド
代表取締役　久保　靖宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,757,775
	固定資産	137,661
	繰延資産	18
	合計	1,895,454
負債及び純資産の部	流動負債	720,052
	固定負債	83,609
	株主資本	1,091,792
	資本金	10,600
	利益剰余金	1,412,992
	利益準備金	2,650
	その他利益剰余金	1,410,342
	（うち当期純利益）	(192,171)
	自己株式	△331,800
	合計	1,895,454

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年十月一日を効力発生日とする株式会社プレッソ（本店大阪市浪速区元町一丁目二番一七号）との株式交換（以下「本株式交換」という）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日
大阪市浪速区元町一丁目二番一七号
株式会社ダイセイワールド
代表取締役　久保　靖宏

第19期決算公告　令和８年８月27日
熊本県熊本市南区平成二丁目５番11号
株式会社ピッコマ熊本
代表取締役　神谷　健
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	143,317,316
	固定資産	37,383,872
	資産合計	180,701,188
負債及び純資産の部	流動負債	39,725,940
	（うち賞与引当金）	(3,832,875)
	固定負債	240,000,000
	株主資本	△99,024,752
	資本金	53,166,681
	資本剰余金	50,166,681
	資本準備金	50,166,681
	利益剰余金	△202,358,114
	その他利益剰余金	△202,358,114
	（うち当期純利益）	(16,566,094)
	負債・純資産合計	180,701,188

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億六千八百十六万六千六百八十一円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年七月二十一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年八月二十七日
熊本県熊本市南区平成二丁目五番一一号
株式会社ピッコマ熊本
代表取締役　神谷　健

第11期決算公告　令和８年８月27日
宮城県伊具郡丸森町町西22―２
株式会社Ｗａｓｓｈｏｉ　Ｌａｂ
代表取締役　齊藤　良太
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	296,089
	固定資産	31,475
	合計	327,563
負債及び純資産の部	流動負債	217,387
	固定負債	63,186
	株主資本	46,990
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△3,010
	その他利益剰余金	△3,010
	（うち当期純利益）	(6,281)
	合計	327,563

第64期決算公告

令和８年８月27日
東京都港区虎ノ門２丁目１番１号商船三井ビル
株式会社商船三井ベイ・リンクス
代表取締役　梯　浩之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,020	流動負債	22
固定資産	4,005	負債合計	22
有形固定資産	1	株主資本	10,013
無形固定資産	0	資本金	2,009
投資その他の資産	4,004	資本剰余金	1,918
繰延資産	10	資本準備金	1,918
		利益剰余金	6,086
		利益準備金	6
		その他利益剰余金	6,080
		純資産合計	10,013
資産合計	10,035	負債・純資産合計	10,035

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	23
営業損失	23
営業外収益	5,602
営業外費用	3
経常利益	5,575
税引前当期純利益	5,575
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	—
当期純利益	5,574

第８期決算公告　令和８年６月５日
宮城県伊具郡丸森町町西22―２
株式会社ＧＭ７
代表取締役　齊藤　良太
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,327
	固定資産	13,394
	合計	20,721
負債及び純資産の部	流動負債	23,377
	固定負債	67,587
	株主資本	△70,242
	資本金	12,500
	資本剰余金	7,600
	資本準備金	7,600
	利益剰余金	△90,342
	その他利益剰余金	△90,342
	（うち当期純損失）	(7,773)
	合計	20,721

第４期決算公告　令和８年８月27日
奈良県橿原市四条町840
モルミル株式会社
代表取締役　森　英一朗
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	264,098
	固定資産	21,667
	繰延資産	60
	合計	285,827
負債及び純資産の部	流動負債	9,923
	株主資本	275,903
	資本金	123,065
	資本剰余金	230,049
	資本準備金	230,049
	利益剰余金	△77,210
	その他利益剰余金	△77,210
	（うち当期純損失）	(77,219)
	合計	285,827

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七千七百二十万百二十円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年八月二十七日
奈良県橿原市四条町八四〇
モルミル株式会社
代表取締役　森　英一朗

第５期決算公告

令和８年６月５日
宮城県富谷市富谷新町111番１
株式会社1038
代表取締役　會津　聡人
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,575
	固定資産	1,179
	合計	18,755
負債及び純資産の部	流動負債	6,866
	固定負債	2,172
	株主資本	9,717
	資本金	7,000
	利益剰余金	2,717
	その他利益剰余金	2,717
	（うち当期純利益）	(1,641)
	合計	18,755

第20期決算公告　令和８年８月27日
神奈川県鎌倉市稲村ガ崎五丁目10番22号
株式会社ウェイブズ
代表取締役　多代　圭悟
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	456,865
	固定資産	740,324
	資産合計	1,197,189
負債及び純資産の部	流動負債	167,107
	固定負債	650,090
	株主資本	379,992
	資本金	50,000
	資本剰余金	17,850
	利益剰余金	363,642
	その他利益剰余金	363,642
	（うち当期純利益）	(78,024)
	自己株式	△51,500
	負債・純資産合計	1,197,189

合併公告及び合併につき株券等提出公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。
また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年九月三十日までに乙にご提出下さい。
令和八年八月二十七日
東京都港区芝五丁目二六番二〇号建築会館六階　（甲）株式会社ウェイブズ
代表取締役　大芝　雄弘
神奈川県鎌倉市稲村ガ崎五丁目一〇番二二号　（乙）株式会社ウェイブズ
代表取締役　多代　圭悟

「官報の発行に関する法律」の施行により
令和７年４月１日から
「官　報」は電子化されました。
内閣府

第10期決算公告

令和７年６月３日
宮城県伊具郡丸森町町西22―２
株式会社Ｗａｓｓｈｏｉ　Ｌａｂ
代表取締役　齊藤　良太

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	280,552
	固定資産	32,636
	合計	313,189
負債及び純資産の部	流動負債	214,224
	固定負債	58,255
	株主資本	40,709
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△9,291
	その他利益剰余金	△9,291
	（うち当期純損失）	（18,382）
	合計	313,189

第46期決算公告

令和８年８月27日
大分県佐伯市米水津大字宮野浦21番地１
髙橋水産株式会社
代表取締役　髙橋　治人

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	88,627
	固定資産	106,440
	繰延資産	2,299
	合計	197,367
負債及び純資産の部	流動負債	266,503
	固定負債	262,054
	株主資本	△331,190
	資本金	10,000
	利益剰余金	△341,190
	その他利益剰余金	△341,190
	（うち当期純損失）	（13,118）
	合計	197,367

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

大分県佐伯市米水津大字宮野浦二一番地一　代表取締役　髙橋　治人

大分県佐伯市米水津大字宮野浦二一番地一　髙橋水産株式会社　代表取締役　髙橋　治人

第７期決算公告

令和７年６月３日
宮城県伊具郡丸森町町西22―２
株式会社ＧＭ７
代表取締役　齊藤　良太

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,181
	固定資産	13,270
	合計	29,451
負債及び純資産の部	流動負債	24,777
	固定負債	71,643
	株主資本	△66,969
	資本金	8,000
	資本剰余金	7,600
	資本準備金	7,600
	利益剰余金	△82,569
	その他利益剰余金	△82,569
	（うち当期純損失）	（12,522）
	合計	29,451

第55期決算公告

令和８年８月27日
大阪市阿倍野区昭和町三丁目７番１号
岩木電気工事株式会社
代表取締役　高　京樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	287,450
	固定資産	215,178
	合計	502,628
負債及び純資産の部	流動負債	172,893
	固定負債	137,573
	（うち圧縮引当金）	（121,619）
	株主資本	192,162
	資本金	10,000
	利益剰余金	182,162
	利益準備金	2,850
	その他利益剰余金	179,312
	（うち当期純利益）	（31,653）
	合計	502,628

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＩＷＡＫＩ株式会社（住所大阪市阿倍野区昭和町三丁目七番一号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年八月二十八日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

大阪市阿倍野区昭和町三丁目七番一号　岩木電気工事株式会社　代表取締役　高　京樹

第４期決算公告

令和７年６月３日
宮城県富谷市富谷新町111番１
株式会社1038
代表取締役　會津　聡人

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,738
	固定資産	1,269
	合計	14,007
負債及び純資産の部	流動負債	5,931
	株主資本	8,076
	資本金	7,000
	利益剰余金	1,076
	その他利益剰余金	1,076
	（うち当期純利益）	（404）
	合計	14,007

第32期決算公告

令和８年８月27日
東京都港区新橋５丁目４番１号
株式会社総合財形
代表取締役　河野　信昭

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	220,174,064
	固定資産	649,412,301
	資産合計	869,586,365
負債及び純資産の部	流動負債	15,414,641
	固定負債	508,195,858
	株主資本	345,975,866
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	335,975,866
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	333,475,866
	（うち当期純利益）	（5,496,394）
	負債・純資産合計	869,586,365

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年九月二十五日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://bush-clofied.co.jp/

（乙）左記の通りです。

令和八年八月二十七日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号　恵比寿ガーデンプレイスタワー二一階　（甲）株式会社ブッシュクロフィード　代表取締役　萩原　達弥

東京都港区新橋五丁目四番一号　（乙）株式会社総合財形　代表取締役　河野　信昭

第13期決算公告

令和８年８月27日
東京都練馬区関町北四丁目10番17号
株式会社エール
代表取締役　橋本　善信

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	4,297,031
	固定資産	373,227
	資産合計	4,670,258
負債及び純資産の部	流動負債	2,808,401
	固定負債	21,132,603
	株主資本	△19,270,746
	資本金	3,100,000
	利益剰余金	△22,370,746
	その他利益剰余金	△22,370,746
	（うち当期純損失）	（3,416,585）
	負債・純資産合計	4,670,258

第26期決算公告

令和８年８月27日
東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目５番２号
コムロンド吉祥寺702
株式会社ホワイティ
代表取締役　請井　裕也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	502,787,177
	固定資産	146,381,344
	資産合計	649,168,521
負債及び純資産の部	流動負債	25,547,210
	株主資本	623,621,311
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	593,621,311
	利益準備金	7,590,000
	その他利益剰余金	586,031,311
	（うち当期純利益）	（25,184,119）
	負債・純資産合計	649,168,521

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年九月二十八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目五番二号コムロンド吉祥寺七〇二　（甲）株式会社ホワイティ　代表取締役　請井　裕也

東京都練馬区関町北四丁目一〇番一七号　（乙）株式会社エール　代表取締役　橋本　善信

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月三十一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

東京都渋谷区円山町二八番一号

（甲）株式会社イワキ

代表取締役　田中　幹

東京都渋谷区円山町二八番一号

（乙）株式会社アイメトリクス・ジャパン

代表取締役　高橋　禮

第78期決算公告　令和８年８月27日

東京都渋谷区円山町28番１号

株式会社イワキ

代表取締役　田中　幹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,273,816
	固定資産	1,485,341
	繰延資産	24,823
	資産合計	5,783,980
負純資産及の債び部	流動負債	375,101
	固定負債	12,309
	株主資本	5,396,570
	資本金	50,000
	利益剰余金	5,346,570
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	5,334,070
	（うち当期純利益）	(501,206)
	負債・純資産合計	5,783,980

第36期決算公告　令和８年８月27日

東京都渋谷区円山町28番１号

株式会社アイメトリクス・ジャパン

代表取締役　高橋　**禮**

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	615,711
	固定資産	77,797
	繰延資産	8,894
	資産合計	702,402
負純資産及の債び部	流動負債	33,640
	株主資本	668,762
	資本金	30,000
	利益剰余金	638,762
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	616,262
	（うち当期純利益）	(29,032)
	負債・純資産合計	702,402

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

横浜市西区高島二丁目三番一九号

（甲）株式会社テル・コーポレーション

代表取締役　入江　博之

横浜市西区高島二丁目三番一九号

（乙）株式会社ヨシ・コーポレーション

代表取締役　入江　佳子

第37期決算公告

令和８年８月27日

横浜市西区高島二丁目３番19号

株式会社テル・コーポレーション

代表取締役　入江　博之

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	192,593
	固定資産	92,068
	合計	284,661
負純資産及の債び部	流動負債	18,894
	株主資本	265,767
	資本金	20,000
	利益剰余金	245,767
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	240,767
	（うち当期純利益）	(14,473)
	合計	284,661

第28期決算公告

令和８年８月27日

横浜市西区高島二丁目３番19号

株式会社ヨシ・コーポレーション

代表取締役　入江　佳子

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,043
	固定資産	43,269
	合計	49,313
負純資産及の債び部	流動負債	2,158
	株主資本	47,154
	資本金	20,000
	利益剰余金	27,154
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	26,154
	（うち当期純損失）	(2,223)
	合計	49,313

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月十五日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

大阪市中央区北浜二丁目二番二二号

北浜中央ビル五Ｆ

（甲）株式会社フォレストケアサービス

代表取締役　中村　暁

大阪市中央区北浜二丁目二番二二号

北浜中央ビル五Ｆ

（乙）株式会社オフィス・ケー

代表取締役　高津　佳史

第23期決算公告

令和８年８月27日

大阪市中央区北浜二丁目２番22号

北浜中央ビル５Ｆ

株式会社フォレストケアサービス

代表取締役　中村　暁

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	182,626
	固定資産	84,812
	合計	267,439
負純資産及の債び部	流動負債	42,578
	固定負債	65,955
	株主資本	158,904
	資本金	30,000
	利益剰余金	128,904
	その他利益剰余金	128,904
	（うち当期純利益）	(21,081)
	合計	267,439

第37期決算公告

令和８年８月27日

大阪市中央区北浜二丁目２番22号

北浜中央ビル５Ｆ

株式会社オフィス・ケー

代表取締役　高津　佳史

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,657
	固定資産	139,111
	合計	162,768
負純資産及の債び部	流動負債	534
	株主資本	162,234
	資本金	30,000
	利益剰余金	132,234
	その他利益剰余金	132,234
	（うち当期純利益）	(904)
	合計	162,768

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

徳島市元町一丁目五番地一

（甲）株式会社ＭＡＮ－ＮＥＮ

代表取締役　大岩　久代

徳島市元町一丁目五番地一

（乙）株式会社駅前モータープール

代表取締役　福原　賢二

第58期決算公告

令和８年８月27日

徳島市元町一丁目５番地１

株式会社ＭＡＮ－ＮＥＮ

代表取締役　大岩　久代

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,342
	固定資産	59,123
	合計	98,466
負純資産及の債び部	流動負債	190,327
	固定負債	222,454
	株主資本	△314,314
	資本金	12,000
	利益剰余金	△326,314
	その他利益剰余金	△326,314
	（うち当期純損失）	(29,933)
	合計	98,466

第12期決算公告

令和８年８月27日

徳島市元町一丁目５番地１

株式会社駅前モータープール

代表取締役　福原　賢二

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,859
	固定資産	99
	合計	20,958
負純資産及の債び部	流動負債	11,277
	株主資本	9,680
	資本金	5,000
	利益剰余金	4,680
	その他利益剰余金	4,680
	（うち当期純利益）	(3,934)
	合計	20,958

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

福岡県久留米市中央町三五番地一八

（甲）株式会社スカイメディカルケア

代表取締役　三井所嘉彦

福岡県久留米市中央町三五番地一八

（乙）株式会社スカイメディカルアイ

代表取締役　三井所嘉彦

第５期決算公告

令和８年８月27日

福岡県久留米市中央町35番地18

株式会社スカイメディカルアイ

代表取締役　三井所嘉彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	22,738
	固定資産	20,228
	合計	42,966
負純資産債及の部	流動負債	273,755
	固定負債	28,915
	株主資本	△259,704
	資本金	3,000
	利益剰余金	△262,704
	その他利益剰余金	△262,704
	（うち当期純損失）	（20,570）
	合計	42,966

第18期決算公告

令和８年８月27日

福岡県久留米市中央町35番地18

株式会社スカイメディカルケア

代表取締役　三井所嘉彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	273,851
	固定資産	83,285
	合計	357,136
負純資産債及の部	流動負債	88,359
	固定負債	202,982
	株主資本	65,795
	資本金	3,000
	利益剰余金	62,795
	その他利益剰余金	62,795
	（うち当期純利益）	（41,747）
	合計	357,136

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月二十七日

東京都港区港南二―一六―四品川グランドセントラルタワー一七階

（甲）株式会社グッドテック

代表取締役　奥　益

千葉県千葉市美浜区中瀬二―六―一ワールドビジネスガーデンマリブイースト一八階

（乙）株式会社千葉トスメック

代表取締役　奥　益

第31期決算公告　令和８年８月27日

千葉県千葉市美浜区中瀬２－６－１ワールドビジネスガーデンマリブイースト18階

株式会社千葉トスメック

代表取締役　奥　益

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	65,109
	固定資産	21,446
	資産合計	86,555
負純資産債及の部	流動負債	24,078
	固定負債	49,618
	株主資本	12,859
	資本金	14,000
	利益剰余金	△1,141
	その他利益剰余金	△1,141
	（うち当期純損失）	（488）
	負債・純資産合計	86,555

第３期決算公告　令和８年８月27日

東京都港区港南２―16―４

品川グランドセントラルタワー17階

株式会社グッドテック

代表取締役　奥　益

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	127,718
	固定資産	21,141
	資産合計	148,859
負純資産債及の部	流動負債	67,192
	うち賞与引当金	6,700
	固定負債	63,542
	うち退職給付引当金	3,542
	株主資本	18,125
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,125
	その他利益剰余金	8,125
	（うち当期純利益）	（19,207）
	負債・純資産合計	148,859

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年八月二十七日

名古屋市守山区西城二丁目二八番一一号

（甲）ＶＥＲＡリアルエステート株式会社

代表取締役　早川泰佑貴

名古屋市守山区小幡南二丁目二番三四号

（乙）早川建設株式会社

代表取締役　早川　泰弘

第49期決算公告　令和８年８月27日

名古屋市守山区小幡南二丁目２番34号

早川建設株式会社

代表取締役　早川　泰弘

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	799,481
	固定資産	1,109,928
	繰延資産	229
	合計	1,909,638
負純資産債及の部	流動負債	1,182,264
	固定負債	500,599
	株主資本	226,774
	資本金	30,000
	利益剰余金	196,774
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	189,274
	（うち当期純利益）	（13,321）
	合計	1,909,638

第１期決算公告　令和８年８月27日

名古屋市守山区西城二丁目28番11号

ＶＥＲＡリアルエステート株式会社

代表取締役　早川泰佑貴

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	5,499
	固定資産	5,117
	繰延資産	983
	合計	11,600
負純資産債及の部	流動負債	2,517
	固定負債	5,409
	株主資本	3,673
	資本金	3,000
	利益剰余金	673
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	673
	（うち当期純利益）	（673）
	合計	11,600

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおり

（乙）左記のとおり

令和八年八月二十七日

福島県福島市下鳥渡字新町西四番一

（甲）トランスパック株式会社

代表取締役　赤間　健男

福島県福島市下鳥渡字新町西四番一―二Ｆ

（乙）トランスパック東日本株式会社

代表取締役　赤間　亮介

第35期決算公告

令和８年８月27日

福島県福島市下鳥渡字新町西４番１―２Ｆ

トランスパック東日本株式会社

代表取締役　赤間　亮介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	15,948,895
	固定資産	137,338
	資産合計	16,086,233
負純資産債及の部	流動負債	6,854,883
	固定負債	32,786,000
	株主資本	△23,554,650
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△26,554,650
	その他利益剰余金	△26,554,650
	（うち当期純利益）	（3,871,671）
	負債・純資産合計	16,086,233

第35期決算公告

令和８年８月27日

福島県福島市下鳥渡字新町西４番１

トランスパック株式会社

代表取締役　赤間　健男

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	216,061,151
	固定資産	748,207,050
	繰延資産	2,690,000
	資産合計	966,958,201
負純資産債及の部	流動負債	484,583,974
	固定負債	1,121,162,178
	株主資本	△638,787,951
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	△688,787,951
	その他利益剰余金	△688,787,951
	（うち当期純損失）	（125,377,317）
	負債・純資産合計	966,958,201

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
　掲載の日付　令和八年二月二十五日
　掲載頁　八十二頁（号外第三十八号）

（乙）左記のとおりです。
　令和八年八月二十七日
　名古屋市瑞穂区塩入町一七番一号
　（甲）ＭＴ　ＴＥＣＨＮＩＣＡＬ
　ＪＡＰＡＮ株式会社
　代表取締役　加藤　大介
　富山市有沢七六八番地五
　（乙）総合警備エスエスケイ株式会社
　代表取締役　加藤　大介

第26期決算公告

令和８年８月27日

富山市有沢768番地５
総合警備エスエスケイ株式会社
代表取締役　加藤　大介

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	46,795
	固定資産	16,460
	合計	63,256
負債及び純資産の部	流動負債	8,647
	株主資本	54,609
	資本金	10,000
	利益剰余金	44,609
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	42,109
	（うち当期純利益）	(9,955)
	合計	63,256

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億三百円、資本準備金の額を四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月二十七日
東京都港区芝四丁目一番二八号ＰＭＯ田町Ⅲ七Ｆ
株式会社Ｂｒａｖｅ　ｇｒｏｕｐ
代表取締役　野口　圭登

第８期決算公告

令和８年８月27日

東京都港区芝四丁目１番28号ＰＭＯ田町Ⅲ７Ｆ
株式会社Ｂｒａｖｅ　ｇｒｏｕｐ
代表取締役　野口　圭登

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,118,110	流動負債	2,431,243
固定資産	4,509,410	固定負債	1,603,268
		株主資本	2,379,885
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,012,144
		資本準備金	3,991,995
		その他資本剰余金	20,148
		利益剰余金	△1,732,259
		その他利益剰余金	△1,732,259
		（うち当期純損失）	(1,732,259)
		新株予約権	213,124
資産合計	6,627,520	負債・純資産合計	6,627,520

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。
　令和八年八月二十七日
　鹿児島県鹿屋市旭原町二五二五番地一
　（甲）株式会社寿商会
　代表取締役　竹中　貴志
　鹿児島県鹿屋市旭原町二五二五番地一
　（乙）Ｄｒｅｓｓ　Ｕｐ　Ａｇｒｉ株式会社
　代表取締役　竹中　貴志
　鹿児島県鹿屋市旭原町二五二五番地一
　（丙）ｋｏｔｏｂｕｋｉ　ｃｈｅｅｓｅ株式会社
　代表取締役　竹中　貴志

第74期決算公告

令和８年８月27日

鹿児島県鹿屋市旭原町2525番地１
株式会社寿商会
代表取締役　竹中　貴志

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	903,574
	固定資産	956,116
	繰延資産	351
	合計	1,860,042
負債及び純資産の部	流動負債	1,258,481
	固定負債	483,372
	株主資本	118,188
	資本金	10,000
	利益剰余金	108,188
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	105,688
	（うち当期純利益）	(65,905)
	合計	1,860,042

第３期決算公告

令和８年８月27日

鹿児島県鹿屋市旭原町2525番地１
ｋｏｔｏｂｕｋｉ　ｃｈｅｅｓｅ株式会社
代表取締役　竹中　貴志

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	18,017
	固定資産	6,313
	合計	24,331
負債及び純資産の部	流動負債	4,993
	固定負債	22,602
	株主資本	△3,265
	資本金	1,000
	資本剰余金	1,544
	その他資本剰余金	1,544
	利益剰余金	△5,809
	その他利益剰余金	△5,809
	（うち当期純損失）	(2,050)
	合計	24,331

第３期決算公告

令和８年８月27日

鹿児島県鹿屋市旭原町2525番地１
Ｄｒｅｓｓ　Ｕｐ　Ａｇｒｉ株式会社
代表取締役　竹中　貴志

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	32,460	流動負債	122,520
固定資産	32,260	固定負債	55,685
		株主資本	△113,483
		資本金	1,000
		資本剰余金	6,020
		その他資本剰余金	6,020
		利益剰余金	△120,504
		その他利益剰余金	△120,504
		（うち当期純損失）	(30,379)
資産合計	64,721	負債・純資産合計	64,721

第４期決算公告

令和８年８月27日　東京都港区港南二丁目15番３号 品川インターシティＣ棟７階
ブラウンフォーマンジャパン株式会社
代表取締役　小泉　達也

貸借対照表の要旨　（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,084,279	流動負債	2,262,436
固定資産	678,558	賞与引当金	120,531
		リベート引当金	634,684
		固定負債	7,411,180
		退職給与引当金	76,530
		株主資本	△910,779
		資本金	10,000
		資本剰余金	1,000
		資本準備金	1,000
		利益剰余金	△921,779
		その他利益剰余金	△921,779
		（うち当期純利益）	（8,017）
資産合計	8,762,838	負債・純資産合計	8,762,838

第45期決算公告

2026年８月27日　東京都世田谷区成城２―22―14
株式会社エスジェーエス
代表取締役社長　原田　章二

貸借対照表の要旨　（2026年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	124	流動負債	1,242
固定資産	2,369	固定負債	410
有形固定資産	―	負債合計	1,652
無形固定資産	0	株主資本	841
投資その他の資産	2,369	資本金	80
		資本剰余金	54
		資本準備金	2
		その他資本剰余金	52
		利益剰余金	707
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	706
		（うち当期純利益）	（32）
		純資産合計	841
資産合計	2,494	負債・純資産合計	2,494

第15期決算公告

令和８年８月27日　千葉市中央区本千葉町９番10号
株式会社千葉県ＪＡ情報センター
代表取締役社長　礒野　光彦

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	681,650	流動負債	153,384
固定資産	1,508,562	固定負債	105,529
		退職給付引当金	90,500
		役員退職慰労引当金	15,028
		株主資本	1,931,299
		資本金	95,000
		資本剰余金	885,000
		資本準備金	885,000
		利益剰余金	951,299
		その他利益剰余金	951,299
		（うち当期純損失）	（372,363）
資産合計	2,190,213	負債・純資産合計	2,190,213

第18期決算公告

令和８年８月27日　東京都港区元赤坂一丁目２番７号 赤坂Ｋタワー４階
シネクロン・テクノロジーズ・ジャパン株式会社
代表取締役　ラケシュ・グプタ

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	316,430,078	流動負債	68,326,916
固定資産	1,442,244	賞与引当金	158,854
		退職給付引当金	11,363,671
		その他	56,804,391
		株主資本	249,545,406
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	239,545,406
		その他利益剰余金	239,545,406
		（うち当期純損失）	（28,529,597）
資産合計	317,872,322	負債・純資産合計	317,872,322

第83期決算公告

2026年８月27日　兵庫県姫路市北条口三丁目22番地
株式会社神崎組
代表取締役　神崎　文吾

貸借対照表の要旨
（2026年５月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,728	流動負債	3,347
固定資産	3,955	完成工事補償引当金	72
		賞与引当金	272
		その他	3,001
		固定負債	810
		退職給付引当金	177
		役員退職慰労引当金	476
		その他	155
		負債合計	4,157
		株主資本	8,212
		資本金	500
		資本剰余金	2
		資本準備金	2
		利益剰余金	7,821
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	7,696
		自己株式	△111
		評価・換算差額等	313
		その他有価証券評価差額金	313
		純資産合計	8,526
資産合計	12,683	負債・純資産合計	12,683

損益計算書の要旨
（自　2025年６月１日　至　2026年５月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	7,158	営業外費用	3
売上原価	6,059	経常利益	199
売上総利益	1,099	税引前当期純利益	199
販売費及び一般管理費	938	法人税、住民税及び事業税	98
営業利益	161	法人税等調整額	9
営業外収益	42	当期純利益	90

第88期決算公告

令和８年８月27日　岡山市北区表町一丁目５番１号
アイサワ工業株式会社
代表取締役社長　逢澤　寛人

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	31,105	流動負債	6,905
現金・預金	17,858	完成工事補償引当金	22
電子記録債権	459	工事損失引当金	258
その他	12,787	その他	6,624
固定資産	10,605	固定負債	1,696
有形固定資産	2,696	退職給付引当金	745
無形固定資産	52	役員退職慰労引当金	110
投資その他の資産	7,856	その他	840
		株主資本	30,666
		資本金	1,550
		資本剰余金	143
		利益剰余金	28,973
		利益準備金	375
		その他利益剰余金	28,598
		評価・換算差額等	2,441
		その他有価証券評価差額金	2,441
合計	41,711	合計	41,711

損益計算書の要旨
（自　令和７年６月１日　至　令和８年５月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	27,245	経常利益	1,382
売上原価	24,545	特別利益	0
売上総利益	2,700	特別損失	15
販売費及び一般管理費	1,700	税引前当期純利益	1,367
営業利益	999	法人税、住民税及び事業税	515
営業外収益	441	法人税等調整額	29
営業外費用	58	当期純利益	822

第 83 期 決 算 公 告

令和８年８月27日

名古屋市熱田区川並町２番22号

名古屋青果株式会社

代表取締役　吉田真太郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,777,804
	固定資産	5,063,321
	合計	6,841,126
負債及び純資産の部	流動負債	1,372,843
	賞与引当金	59,970
	固定負債	1,612,432
	退職給付引当金	65,000
	役員退職慰労引当金	117,000
	システム更新引当金	107,000
	修繕引当金	24,000
	負債の部合計	2,985,275
	株主資本	3,685,921
	資本金	49,500
	利益剰余金	3,636,421
	利益準備金	12,375
	その他利益剰余金	3,624,046
	（うち当期純利益）	(71,788)
	評価・換算差額等	169,929
	その他有価証券評価差額金	169,929
	純資産の部合計	3,855,850
	合計	6,841,126

吸収分割公告

当社は吸収分割により名古屋青果株式会社（住所名古屋市熱田区川並町二番二二号）、株式会社エム・テイ（住所名古屋市中川区西伏屋一丁目一〇二〇番地）、グリーンビル株式会社（住所名古屋市熱田区川並町三番三号）および名古屋西流通センター株式会社（住所愛知県津島市高台寺町字新開一番地）のシェアードサービス事業に関して有する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年八月二十七日

名古屋市熱田区川並町二番二二号

名青グループホールディングス株式会社

代表取締役　吉田真太郎

第 3 期 決 算 公 告

令和８年８月27日

名古屋市熱田区川並町２番22号

名青グループホールディングス株式会社

代表取締役　吉田真太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	9,806
	固定資産	55,022
	合計	64,828
負債及び純資産の部	流動負債	182
	株主資本	64,646
	資本金	49,500
	資本剰余金	349,965
	その他資本剰余金	349,965
	利益剰余金	△334,818
	利益準備金	871
	その他利益剰余金	△335,689
	（うち当期純利益）	(△340,844)
	合計	64,828

第 60 期 決 算 公 告

令和８年８月27日

名古屋市中川区西伏屋一丁目1020番地

株式会社エム・テイ

代表取締役　橋本　茂昭

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,034,847
	固定資産	199,840
	合計	1,234,688
負債及び純資産の部	流動負債	631,975
	賞与引当金	24,910
	価格変動引当金	20,000
	固定負債	243,000
	退職給付引当金	5,000
	事業開発引当金	235,000
	負債の部合計	874,975
	株主資本	359,712
	資本金	19,200
	利益剰余金	340,512
	利益準備金	4,800
	その他利益剰余金	335,712
	（うち当期純利益）	(16,895)
	純資産の部合計	359,712
	合計	1,234,688

第 43 期 決 算 公 告

令和８年８月27日

名古屋市熱田区川並町３番３号

グリーンビル株式会社

代表取締役　吉田真太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	152,994
	固定資産	402,236
	合計	555,231
負債及び純資産の部	流動負債	1,291
	固定負債	218,624
	株主資本	335,315
	資本金	50,000
	資本剰余金	120,000
	その他資本剰余金	120,000
	利益剰余金	165,315
	その他利益剰余金	165,315
	（うち当期純利益）	(5,385)
	合計	555,231

第 48 期決算公告

令和８年８月27日

愛知県津島市高台寺町字新開１番地

名古屋西流通センター株式会社

代表取締役　吉田真太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	206,389
	固定資産	947,245
	合計	1,153,634
負債及び純資産の部	流動負債	39,071
	固定負債	280,821
	株主資本	833,741
	資本金	30,000
	資本剰余金	270,000
	その他資本剰余金	270,000
	利益剰余金	533,741
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	532,541
	（うち当期純利益）	(2,178)
	合計	1,153,634

第 12 期決算公告

2026年７月30日

東京都渋谷区渋谷一丁目12番１号

株式会社アイラッシュガレージ

代表取締役　伊藤　雅樹

貸借対照表の要旨（2026年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	795,476
	固定資産	555,971
	資産合計	1,351,448
負債及び純資産の部	流動負債	523,939
	（賞与引当金）	(6,730)
	固定負債	101,859
	株主資本	725,649
	資本金	154,910
	資本剰余金	128,910
	資本準備金	128,910
	利益剰余金	441,829
	その他利益剰余金	441,829
	（うち当期純利益）	(159,169)
	負債・純資産合計	1,351,448

第 21 期決算公告

2026年７月30日

大阪市中央区大手前一丁目７番31号

株式会社松風

代表取締役　廣岡　孝繁

貸借対照表の要旨（2026年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	430,100
	固定資産	31,347
	負債合計	461,447
負債及び純資産の部	流動負債	129,931
	（賞与引当金）	(5,630)
	固定負債	8,337
	株主資本	323,178
	資本金	13,000
	資本剰余金	9,000
	利益剰余金	336,178
	その他利益剰余金	336,178
	（うち当期純利益）	(71,776)
	自己株式	△ 35,000
	負債・純資産合計	461,447

第 49 期 決 算 公 告

令和８年８月26日

兵庫県尼崎市南塚口町２丁目１番２―201号

尼崎都市開発株式会社

代表取締役　若竹　　保

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	260,949
	固定資産	596,716
	資産合計	857,665
負債及び純資産の部	流動負債	37,521
	（うち賞与引当金）	(6,497)
	固定負債	74,843
	（うち退職給付引当金）	(8,231)
	（うち役員退職慰労引当金）	(4,353)
	負債合計	112,364
	株主資本	745,301
	資本金	50,000
	資本剰余金	157,000
	利益剰余金	625,075
	利益準備金	45,000
	その他利益剰余金	580,075
	（うち当期純利益）	(31,699)
	自己株式	△86,774
	純資産合計	745,301
	負債・純資産合計	857,665